

第3章

循環型社会の形成

第1節

廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状

1 我が国における循環型社会

我が国における循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会です。ここでは、廃棄物・リサイクル対策を中心として循環型社会の形成に向けた、廃棄物等の発生とその量、循環的な利用・処分の状況、国の取組、各主体の取組、国際的な循環型社会の構築について説明します。

(1) 我が国の物質フロー

私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが、循環型社会を構築するための第一歩です。

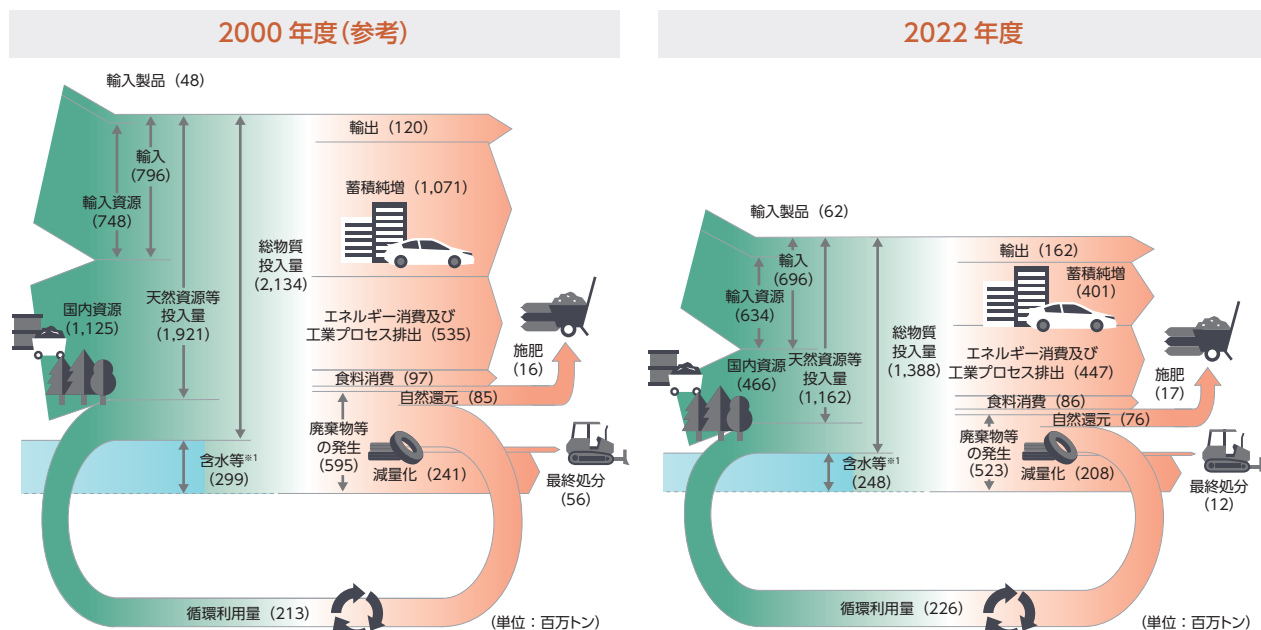
「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024年8月閣議決定。以下、循環型社会形成推進基本計画を「第五次循環基本計画」という。）では、どの資源を採取、消費、廃棄しているのかその全体像を的確に把握し、その向上を図るために、物質フロー（物の流れ）の異なる断面である「入口」、「循環」、「出口」に関する指標にそれぞれ目標を設定しています。

以下では、物質フロー会計（MFA）を基に、我が国の経済社会における物質フローの全体像とそこから浮き彫りにされる問題点、「第五次循環基本計画」で設定した物質フロー指標に関する目標の状況について概観します。

ア 我が国の物質フローの概観

我が国の物質フロー（2022年度）は、図3-1-1のとおりです。

図3-1-1 我が国における物質フロー（2022年度）



注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。
資料：環境省

イ 我が国の物質フロー指標に関する目標の設定

「第五次循環基本計画」では、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する指標について目標を設定しています。

それぞれの指標についての目標年次は、2030年度としています。各指標について、最新の達成状況を見ると、以下のとおりです。

[1] 資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）（図3-1-2）

2030年度において、資源生産性を約60万円／トンとすることを目標としています。2022年度の資源生産性は約47.5万円／トンであり、2000年度と比べ約88%上昇しました。

[2] 一人当たり天然資源消費量（＝一人当たりマテリアルフットプリント＝（一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量）／人口）（図3-1-3）

2030年度において、一人当たり天然資源消費量を約11トン／人とすることを目標としています（2000年度の約17.8トン／人からおおむね4割減）。2000年度と比べ、2020年度の一人当たり天然資源消費量は約6.3トン／人減少し、約11.5トン／人でした。

[3] 再生可能資源及び循環資源の投入割合（＝（バイオマス系天然資源等投入量＋循環利用量）／（天然資源等投入量＋循環利用量））（図3-1-4）

2030年度において、再生可能資源及び循環資源の投入割合を約34%とすることを目標としています（2000年度の約19.7%からおおむね7割向上）。2000年度と比べ、2022年度の再生可能資源及び循環資源の投入割合は約9.4ポイント上昇し、約29.1%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

[4] 入口側の循環利用率（＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量））（図3-1-5）

2030年度において、入口側の循環利用率を約19%とすることを目標としています（2000年度の約10.0%からおおむね9割向上）。2000年度と比べ、2022年度の入口側の循環利用率は約6.3ポイント上昇し、約16.3%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

[5] 出口側の循環利用率（＝循環利用量／廃棄物等発生量）（図3-1-6）

2030年度において、出口側の循環利用率を約44%とすることを目標としています（2000年度の約35.8%からおおむね2割向上）。2000年度と比べ、2022年度の出口側の循環利用率は約7.5ポイント上昇し、約43.3%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

[6] 最終処分量（＝廃棄物の埋立量）（図3-1-7）

2030年度において、最終処分量を約1,100万トンとすることを目標としています（2000年度の約5,600万トンからおおむね8割減）。2000年度と比べ、2022年度の最終処分量は約78%減少し、約1,250万トンでした。

図3-1-2 資源生産性の推移

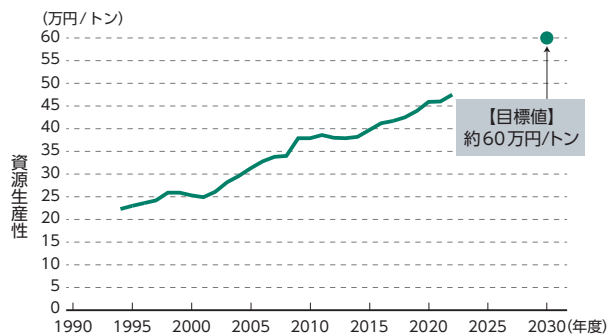


図3-1-3 一人当たり天然資源消費量の推移

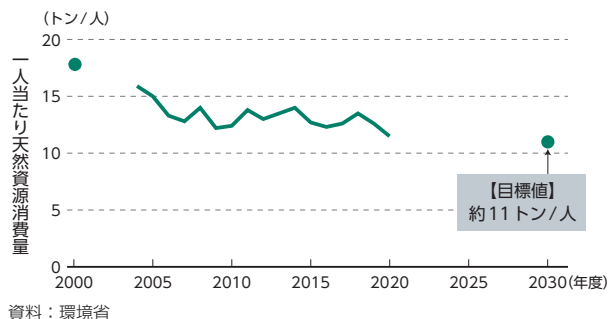


図3-1-4 再生可能資源及び循環資源の投入割合の推移

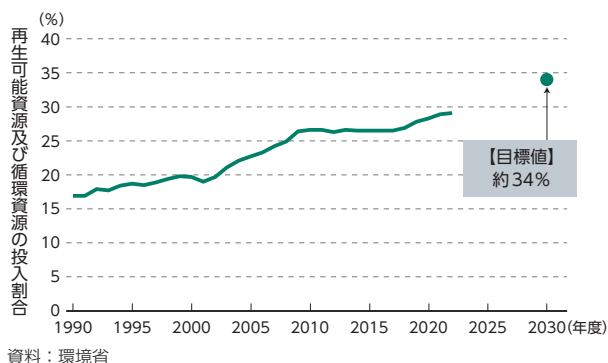


図3-1-5 入口側の循環利用率の推移

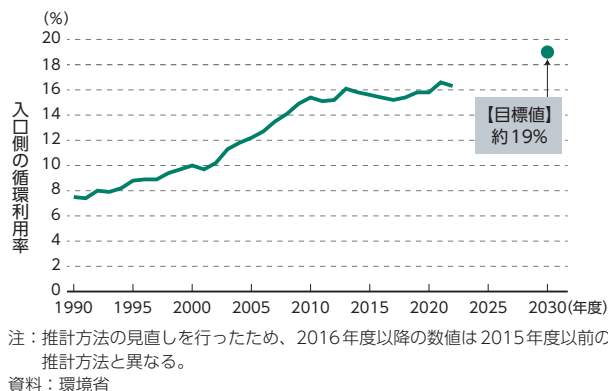


図3-1-6 出口側の循環利用率の推移

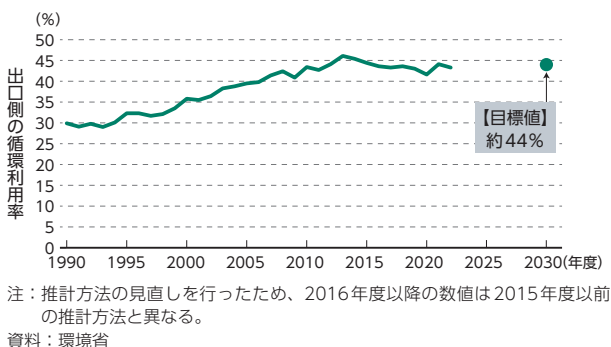
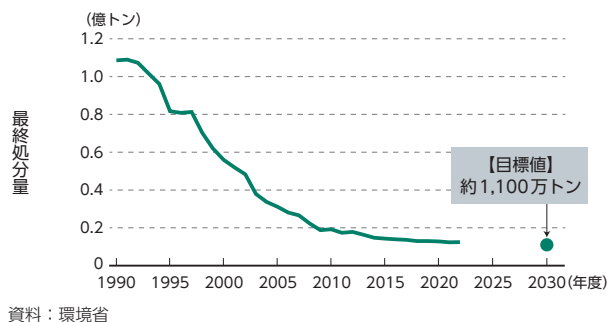


図3-1-7 最終処分量の推移



(2) 廃棄物の排出量

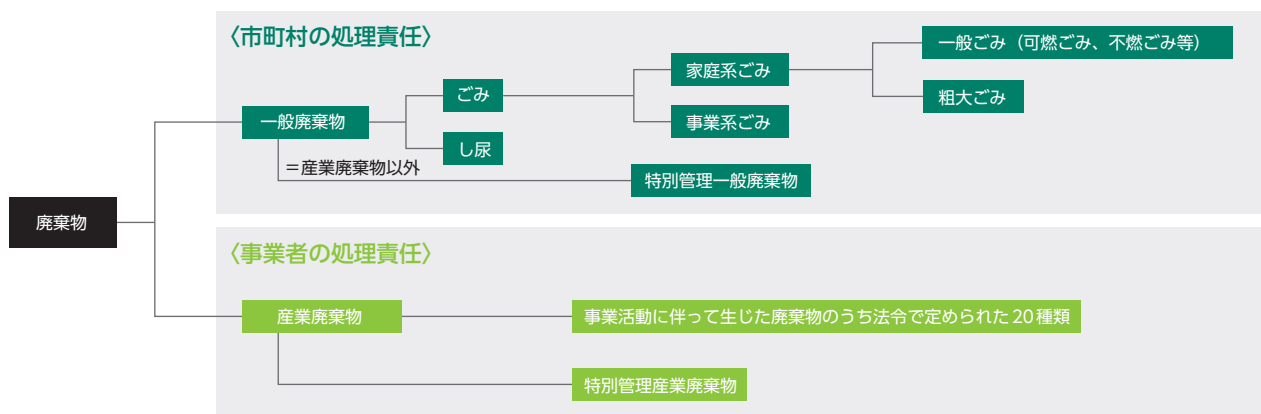
ア 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状の

ものを指します。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」を指します。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます（図3-1-8）。

図3-1-8 廃棄物の区分



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

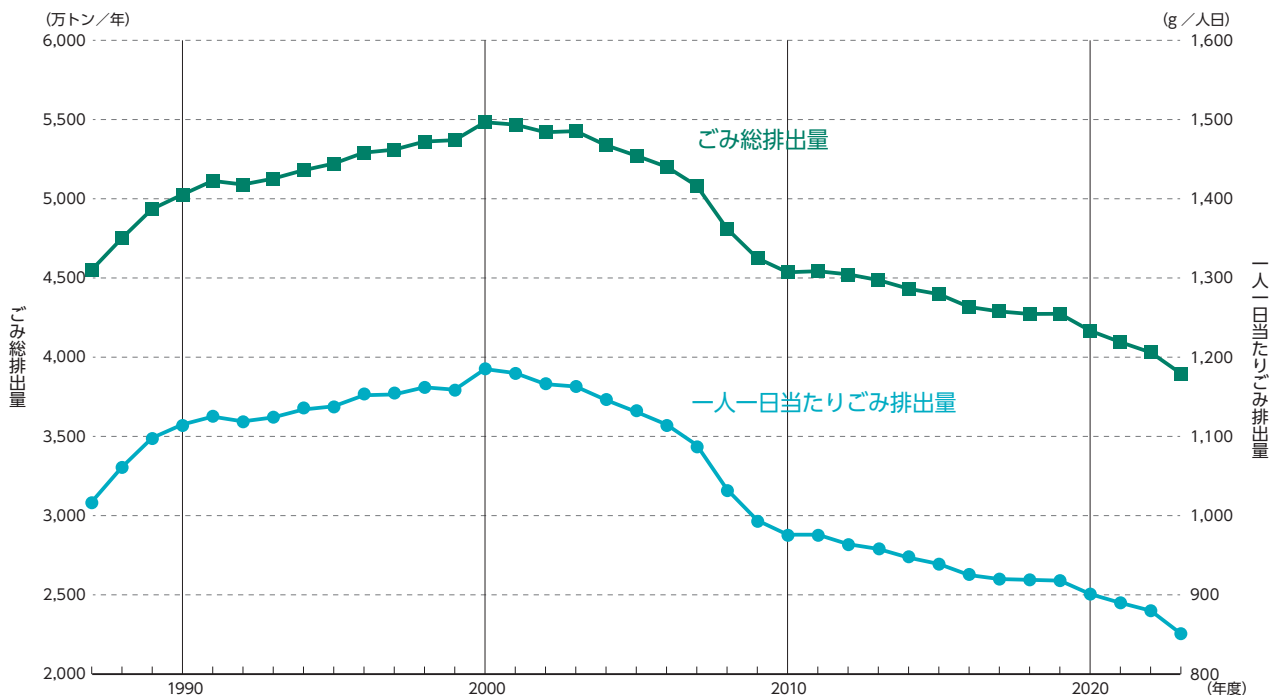
注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

イ 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

2023年度におけるごみの総排出量は3,897万トン（東京ドーム約105杯分、一人一日当たりのごみ排出量は851グラム）です（図3-1-9）。このうち、焼却、破碎・選別等による中間処理や直接の資源化等を経て、最終的に資源化された量（総資源化量）は763万トン、最終処分量は316万トンです（図3-1-10）。

図3-1-9 ごみ総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移



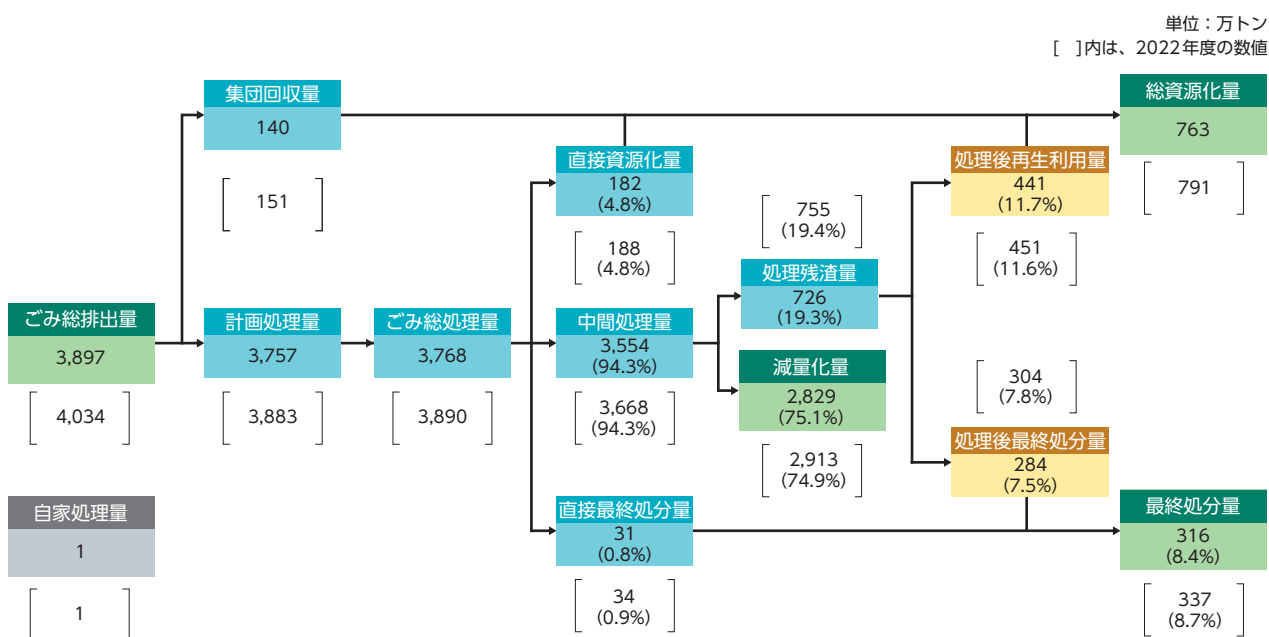
注1：2005年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

注2：一人一日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。

注3：2012年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

資料：環境省

図3-1-10 全国のごみ処理のフロー（2023年度）



注1：計画誤差等により、「計画処理量」と「ごみ総処理量」（＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量）は一致しない。

注2：減量処理率（％）＝〔（中間処理量）＋（直接資源化量）〕÷（ごみ総処理量）×100とする。

注3：「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入されるものであり、1998年度実績調査より新たに設けられた項目。1997年度までは、項目「資源化等の中間処理」内で計上されていたと思われる。

資料：環境省

ウ 一般廃棄物（し尿）の処理の状況

2023年度の水洗化人口は1億2,046万人で、そのうち下水道処理人口が9,754万人、浄化槽人口が2,292万人（うち合併処理人口は1,534万人）です。また非水洗化人口は461万人で、そのうち計画収

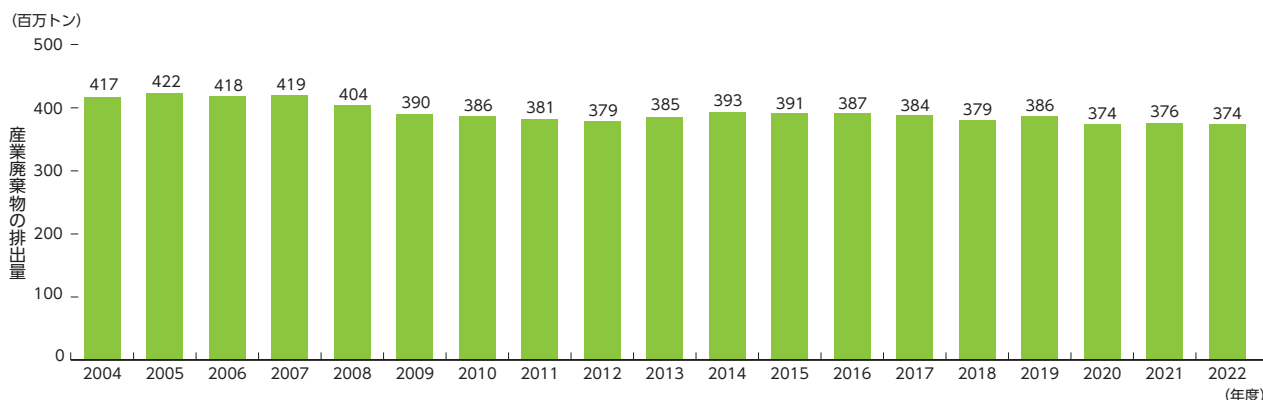
集人口が457万人、自家処理人口が4万人です。

総人口の約2割（非水洗化人口及び浄化槽人口）から排出された、し尿及び浄化槽汚泥の量（計画処理量）は1,922万kℓで、年々減少しています。そのほとんどは水分ですが、1kℓを1トンに換算して単純にごみの総排出量（3,897万トン）と比較すると、その数値が大きいことが分かります。それらのし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で1,736万kℓ、ごみ堆肥化施設及びメタン化施設で13万kℓ、下水道投入で164万kℓ、農地還元で2万kℓ、その他で7万kℓが処理されています。なお、下水道終末処理場から下水処理の過程で排出される下水汚泥は産業廃棄物として計上されます。

エ 産業廃棄物の処理の状況

近年、産業廃棄物の排出量は約4億トン前後で推移しており、大きな増減は見られません。2022年度の排出量は3.74億トンであり、前年度に比べて約180万トン減少しています（図3-1-11）。

図3-1-11 産業廃棄物の排出量の推移



注1：1996年度から排出量の推計方法を一部変更している。

注2：1997年度以降の排出量は注1において排出量を算出した際と同じ前提条件を用いて算出している。

資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

(3) 循環的な利用の現状

ア 容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）

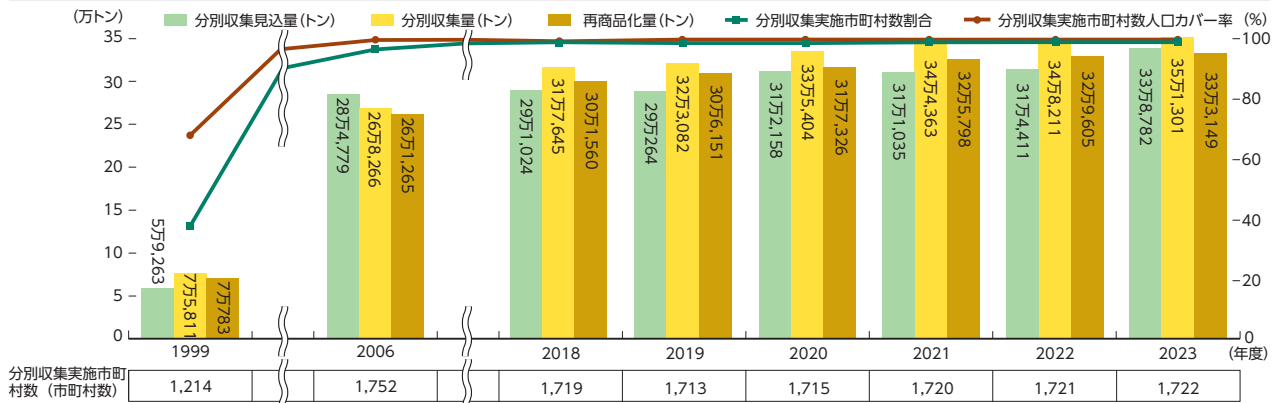
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成7年法律第112号）に基づく、2023年度の分別収集及び再商品化の実績は図3-1-12のとおり、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器（飲料又は酒類用）、アルミ製容器（飲料又は酒類用）、段ボール製容器が前年度に引き続き9割を超えました。紙製容器包装については約3割、プラスチック製容器包装については7割を超えています。

図3-1-12(1) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

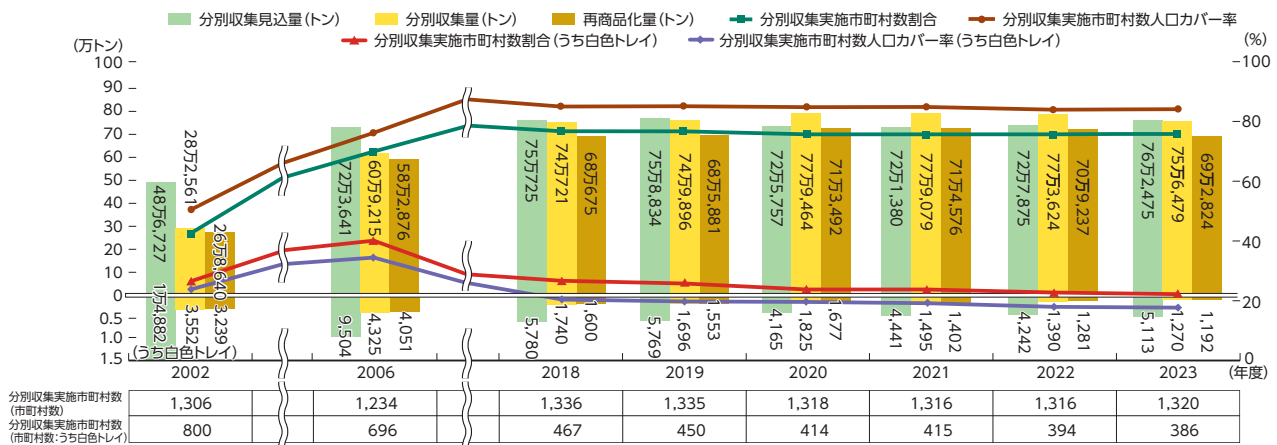


図3-1-12(2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

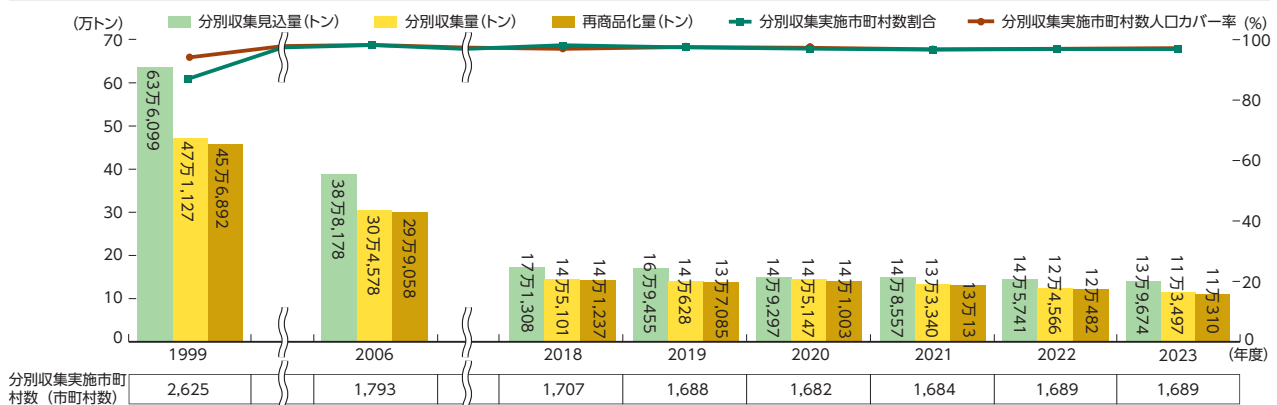
ペットボトル



プラスチック製容器包装



スチール製容器



アルミ製容器

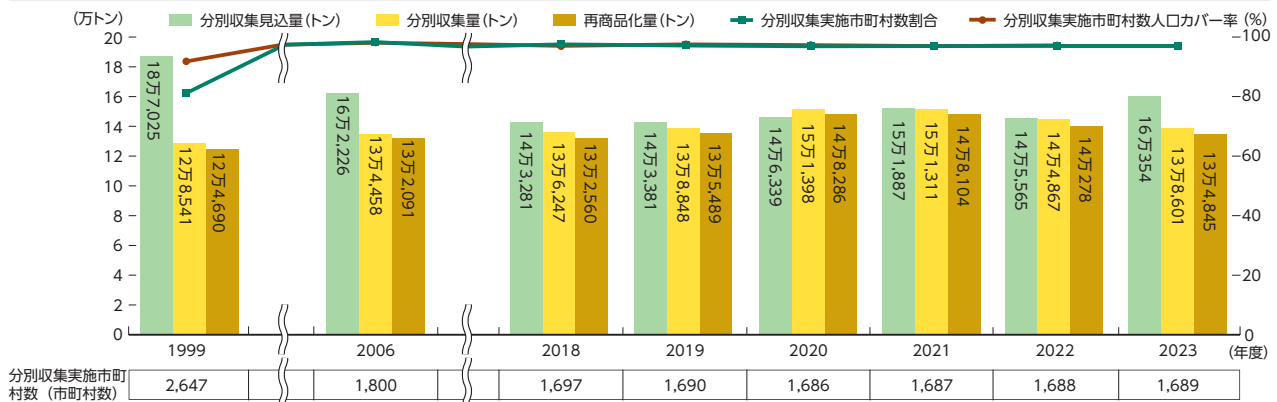


図3-1-12(3) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績



注1：四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2：「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。

3：「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。

4：2023年3月末時点での全国の総人口は1億2,493万人。

5：2023年3月末時点での市町村数は1,741（東京23区を含む）。

6：「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。

資料：環境省

イ プラスチック類

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一般社団法人プラスチック循環利用協会によると、2023年におけるプラスチックの生産量は887万トン、国内消費量は843万トン、廃プラスチックの総排出量は769万トンと推定され、排出量に対する有効利用率は、約89%と推計されています。一方で、有効利用されていないものの処理・処分方法については、単純焼却が約8%、埋立処理が約3%と推計されています。

ウ 特定家庭用機器4品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）は、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器としており、特定家庭用機器が廃棄物となったもの（特定家庭用機器廃棄物）について、小売業者に対して引取義務及び製造業者等への引渡義務を、製造業者等に対して指定引取場所における引取義務及び再商品化等義務を課しています。2023年度に製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、図3-1-13のとおり、1,444万台でした。なお、2023年度の不法投棄回収台数は、3万6,000台でした。

製造業者等は、一定の基準以上での再商品化を行うことが求められています。2023年度の再商品化実績（再商品化率）は、エアコンが93%、ブラウン管式テレビが73%、液晶・プラズマ式テレビが85%、冷蔵庫・冷凍庫が80%、洗濯機・衣類乾燥機が92%となっています。

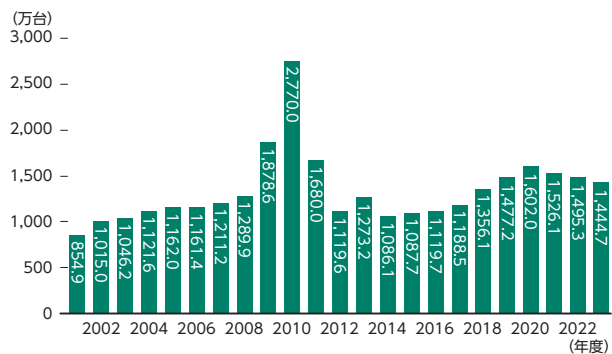
2023年度の回収率は70.4%でした。

2021年4月からは、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、家電リサイクル制度の評価・検討が行われており、[1] 対象品目、[2] 家電リサイクル券の利便性の向上、[3] 多様な販売形態をとる小売業者への対応、[4] 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策、[5] 回収率の向上、[6] 再商品化等費用の回収方式、[7] サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルの点から議論を行い、2022年6月に、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」として取りまとめられました。

エ 建設廃棄物等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）では、床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事等を対象工事とし、そこから発生する特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）の再資源化等を義務付けています（図3-1-14）。また、解体工事業を営もうとする者の登録制度により、適正な分別解体等を推進しています。建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが

図3-1-13 全国の指定引取場所における
廃家電4品目の引取台数



注：家電の品目追加経緯。

2004年4月1日 電気冷凍庫を追加。

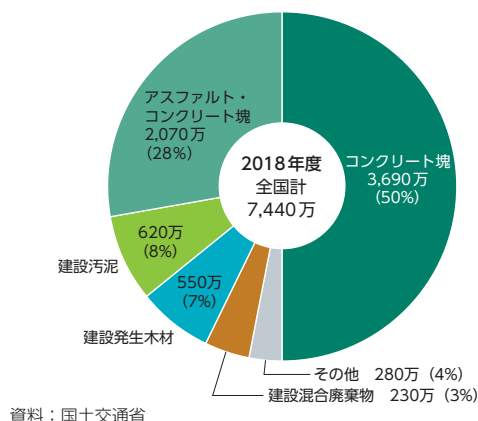
2009年4月1日 液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機を追加。

2024年4月1日 有機EL式テレビジョン受信機を追加。

資料：環境省、経済産業省

図3-1-14 建設廃棄物の種類別排出量

(単位：トン)



資料：国土交通省

促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は2000年度の85%から2018年度には97.2%と着実に向上しています。また、2023年度の対象建設工事における届出件数は38万4,799件、2024年3月末時点で解体工事業登録件数は1万9,554件となっています。また、毎年上半期と下半期に実施している「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール」を含めた2023年度の工事現場に対するパトロール時間数は延べ3万6,244時間となっています。現在は、循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO₂排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進しています。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進しています。

オ 食品廃棄物等・食品ロス

食品廃棄物等とは、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等であり、具体的には加工食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等を指します。

この食品廃棄物等は、飼料・肥料等への再生利用や熱・電気に転換するためのエネルギーとして利用できる可能性があり、循環型社会及び脱炭素社会の実現を目指すため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）等により、その利活用を推進しています。2022年度の食品廃棄物等の発生及び処理状況は、表3-1-1のとおりです。また、2022年度の再生利用等実施率は食品産業全体で89%となっており、業態別では、食品製造業が97%、食品卸売業が62%、食品小売業が61%、外食産業が32%と業態によって差が見られます。我が国では、食品廃棄物等の再生利用等の促進のため、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度を運用しており、2025年3月末時点での再生利用事業者の登録数は153、再生利用事業計画の認定数は54でした。

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2022年度で約472万トンでした。食品ロス削減のため、2024年10月には、群馬県及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、環境省を始めとした関係省庁の共催により「第8回食品ロス削減全国大会」を群馬県高崎市で開催し、食品ロスの削減に向けて関係者間の連携を図りました。

また、食品ロス削減と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出のための先進的事例を支援し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等を実施する地方公共団体や事業者等に対し、技術的・財政的な支援を行うとともに、その効果を取りまとめ、他の地域への普及展開を図りました。

「第五次循環基本計画」において、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットを踏まえて、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。

また、2019年7月には、食品リサイクル法の点検を行い、新たに策定された基本方針において、食品関連事業者から発生する食品ロス量について、家庭から発生する食品ロス量と同じく、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めていましたが、2022年度に目標を達成しました。目標達成を受けて、2025年3月に新たに策定された基本方針において2030年度までに2000年度比で6割減とする新たな目標を設定しました。

表3-1-1 食品廃棄物等の発生及び処理状況
(2022年度)

(単位：万トン)

	発生量 (食品ロス量)	再生利用等量				焼却・埋立等量
		飼料化	肥料化	その他	計	
事業系廃棄物及び有価物	1,525 (236)	863	163	141	1,167	195
家庭系廃棄物	707 (236)	—	—	—	55	652
合 計	2,232	—	—	—	1,222	847

注1：食品廃棄物等の発生量については、一般廃棄物の排出及び処理状況等（2022年度実績）、食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（2022年度実績）、産業廃棄物の排出及び処理状況等（2022年度実績）、食品リサイクル法に基づく定期報告（2022年度実績）、食品循環資源の再生利用等実態調査（2022年度）より2024年度に推計。

2：家庭系一般廃棄物の再生利用量については、同様に環境省推計。

3：事業系廃棄物及び有価物の処分量については、上記注1の定期報告及び実態調査より推計。なお、食品リサイクル法上の再生利用等量の発生抑制及び減量を含んでいない。

4：発生量は脱水、乾燥、発酵、炭化により減量された量を含む数値。

資料：農林水産省、環境省

カ 自動車

(ア) 自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、使用済みとなる自動車は、まず自動車販売業者等の引取業者からフロン類回収業者に渡り、カーエアコンで使用されているフロン類が回収されます。その後、自動車解体業者に渡り、そこでエンジン、ドア等の有用な部品、部材が回収されます。さらに、残った廃車スクラップは、破碎業者に渡り、そこで鉄等の有用な金属が回収され、その際に発生する自動車破碎残さ（ASR：Automobile Shredder Residue）が、自動車製造業者等によってリサイクルされています。

一部の品目には再資源化目標値が定められており、自動車破碎残さについては70%、エアバッグ類については85%と定められていますが、2023年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ96～97.3%及び96～97%と、目標を大幅に超過して達成しています。また、2023年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は4,613台（不法投棄747台、不適正保管3,866台）で、法施行時と比較すると97.9%減少しています。そのほか、2023年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取りについては、預託台数が8,117万8,391台、預託金残高が8,580億6,772万円、また使用済自動車の引取台数は273万台となっています。さらに、2023年度における離島対策支援事業の支援市町村数は80、支援金額は1億1,929万円となっています。

2020年夏から中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において議論されてきた自動車リサイクル法施行15年目の評価・検討について、2021年7月に報告書がまとめられ、リサイクル・適正処理の観点から、自動車リサイクル制度は順調に機能していると一定の評価をされたとともに、今後はネット・ゼロ実現や、それに伴う電動化の推進や使い方への変革等を見据え、将来における自動車リサイクル制度の方向性について検討が必要であり、[1] 自動車リサイクル制度の安定化・効率化、[2] 3Rの推進・質の向上、[3] 変化への対応と発展的要素の三つの基本的な方向性に沿って取り組むべきとの提言を受けました。

(イ) タイヤ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会によれば、2023年における廃タイヤの発生量は9,000万本（2022年9,100万本）、廃タイヤ有効利用量は77万6,000トン（2022年76万トン）、有効利用率は99.2%（2022年98.2%）とされています。

キ パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）では、2001年4月から事業系パソコン、2003年10月から家庭系パソコンの回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をデスクトップパソコン（本体）が50%以上、ノートブックパソコンが20%以上、ブラウン管式表示装置が55%以上、液晶式表示装置が55%以上と定めてリサイクルを推進しています。

2023年度における回収実績は、デスクトップパソコン（本体）が約4万9,000台、ノートブックパソコンが約16万1,000台、ブラウン管式表示装置が約5,000台、液晶式表示装置が約12万台となっています。また、製造等事業者の再資源化率は、デスクトップパソコン（本体）が82.1%、ノートブックパソコンが71.6%、ブラウン管式表示装置が75.1%、液晶式表示装置が79.2%であり、いずれも法定の基準を上回っています。なお、パソコンは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）（第3章第1節1（3）ケを参照）に基づく回収も行われています。

ク 小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

資源有効利用促進法では、2001年4月から小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リ

チウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池)の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をニカド蓄電池60%以上、ニッケル水素蓄電池55%以上、リチウム蓄電池30%以上、密閉形鉛蓄電池50%以上とそれぞれ定めて、リサイクルを推進しています。

2023年度における小形二次電池(携帯電話・PHS用のものを含む。)の再資源化の状況は、ニカド蓄電池の処理量が808トン(再資源化率76.4%)、ニッケル水素蓄電池の処理量が339トン(同76.6%)、リチウム蓄電池の処理量が725トン(同60.8%)、密閉形鉛蓄電池の処理量が540トン(同50.0%)となりました。また、再資源化率の実績はいずれも法令上の目標を達成しています。

ケ 小型電子機器等

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置が講じられており、同法の基本方針では、年間回収量の目標を、2023年度までに一年当たり14万トンとしています。図3-1-15のとおり、年間回収量の実績は2020年度に約10万トンまで増加しましたが、直近では横ばい傾向にあります。2023年度は目標の14万トンには達しませんでした。約9万トンを回収しました。市町村の取組状況については、図3-1-16のとおり、1,433市町村(全市町村の約86%)が参加又は参加の意向を示しており、人口ベースでは約93%となっています(2023年6月時点)。また、2025年1月末時点で、60件の再資源化事業計画が認定されています。

図3-1-15 小型家電の回収状況

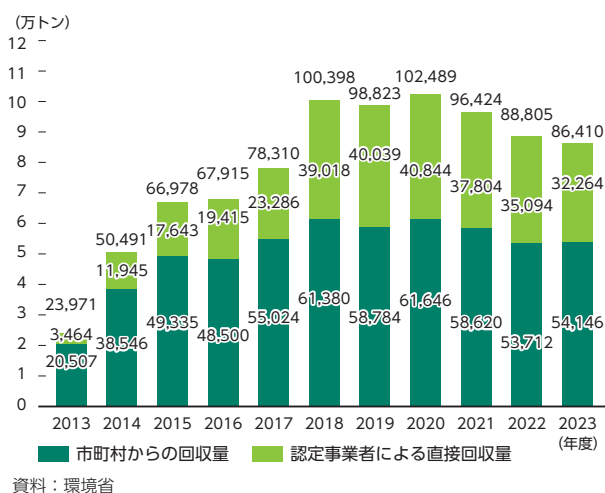
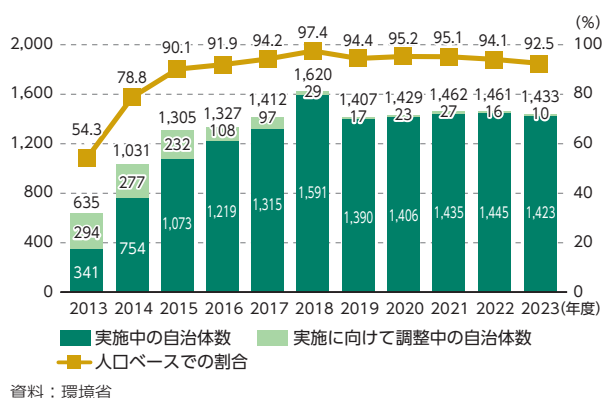


図3-1-16 小型家電リサイクル制度への参加自治体



コ 下水汚泥

下水道事業において発生する汚泥(下水汚泥)の量は、近年は横ばいです。2023年度の時点で、全産業廃棄物の発生量の約2割を占める約7,682万トン(対前年度約61万トン減、濃縮汚泥量として算出)が発生していますが、最終処分場に搬入される量は約31万トンであり、肥料・エネルギーとしての再生利用や脱水、焼却等の中間処理による減量化により、最終処分量の低減を推進しています。なお、下水汚泥の有効利用率は、乾燥重量ベースで78%となっています。

下水汚泥の再生利用は、バイオマスとしての下水汚泥の性質に着目した肥料利用やエネルギー利用、セメント原料等の建設資材利用など、その利用形態は多岐にわたっています。

2023年度には、乾燥重量ベースで181万トンが再生利用され、セメント原料(75万トン)、煉瓦、ブロック等の建設資材(49万トン)、肥料利用(土壌改良材、人工土壌としての利用を含む。)(34万トン)、固形燃料(23万トン)等の用途に利用されています。

サ 廃棄物の再生利用及び広域的処理

廃棄物処理法の特例措置として、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がないなど

の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要としています。2024年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については69件、産業廃棄物については72件の者が認定を受けています。

また、廃棄物処理法の特例措置として、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進するため、廃棄物の広域的処理によって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる製品廃棄物の処理を認定（以下「広域認定」という。）する制度を設け、認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）については処理業の許可を不要としています。2024年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については119件、産業廃棄物については324件の者が認定を受けています。

（4）成長志向型の資源自律経済戦略の具体化

「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月経済産業省策定）に基づき、[1] 動静脈連携の加速に向けた規制・ルールの整備、[2] 資源循環に係る研究開発から実証・実装までの政策支援の拡充、[3] 産官学連携の取組の強化を進めています。

規制・ルールの整備については、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会にて、循環資源の質と量の確保、循環の可視化による価値創出、製品の効率的利用やCEコマースの促進等、動静脈連携の加速に向けた制度整備に関する議論を実施しました。その中で、再生材の利用に関する計画策定や実施状況の定期報告等の義務付け、環境配慮設計を促進するトップランナー認定制度の創設などの検討を行いました。

また、政策支援の拡充については、GX経済移行債を活用し、2023年度以降10年間で官民合わせて2兆円超の投資実現を目指しています。具体的には、2024年度より3年間で300億円の支援を実施し、長寿命化や再資源化の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資を支援しています。

さらに、産官学連携の取組の強化については、2023年9月に経済産業省と環境省が連携して、産官学のパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」（以下「CPs」という。）を立ち上げ、2025年3月末時点で630者以上が参画しています。CPsでは多方面からの参画者が情報共有や連携を行うだけでなく、製品や素材ごとの課題の抽出、資源循環のロードマップの策定などに向けて議論を深めています。具体的には、3つのワーキンググループ（ビジョン・ロードマップ検討WG、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム構築WG、地域循環モデル構築WG）を設置し、それぞれ検討を進めました。

2 一般廃棄物

（1）一般廃棄物（ごみ）

ア ごみの排出量の推移

第1節1（2）イを参照。

イ ごみ処理方法

ごみ処理方法を見ると、直接資源化及び資源化等の中間処理の割合は、2023年度は18.9%となっています。また、直接最終処分されるごみの割合は減少傾向であり、2023年度は0.8%となっています。

ウ ごみ処理事業経費

2023年度におけるごみ処理事業に係る経費の総額は、約2兆2,912億円であり、国民一人当たり換算すると約1万8,300円となり、前年度から増加しました。

(2) 一般廃棄物（し尿）

2023年度の実績では、し尿及び浄化槽汚泥1,922万kℓは、し尿処理施設又は下水道投入によって、その98.8%（1,899万kℓ）が処理されています。また、し尿等の海洋投入処分については、廃棄物処理法施行令の改正により、2007年2月から禁止されています。

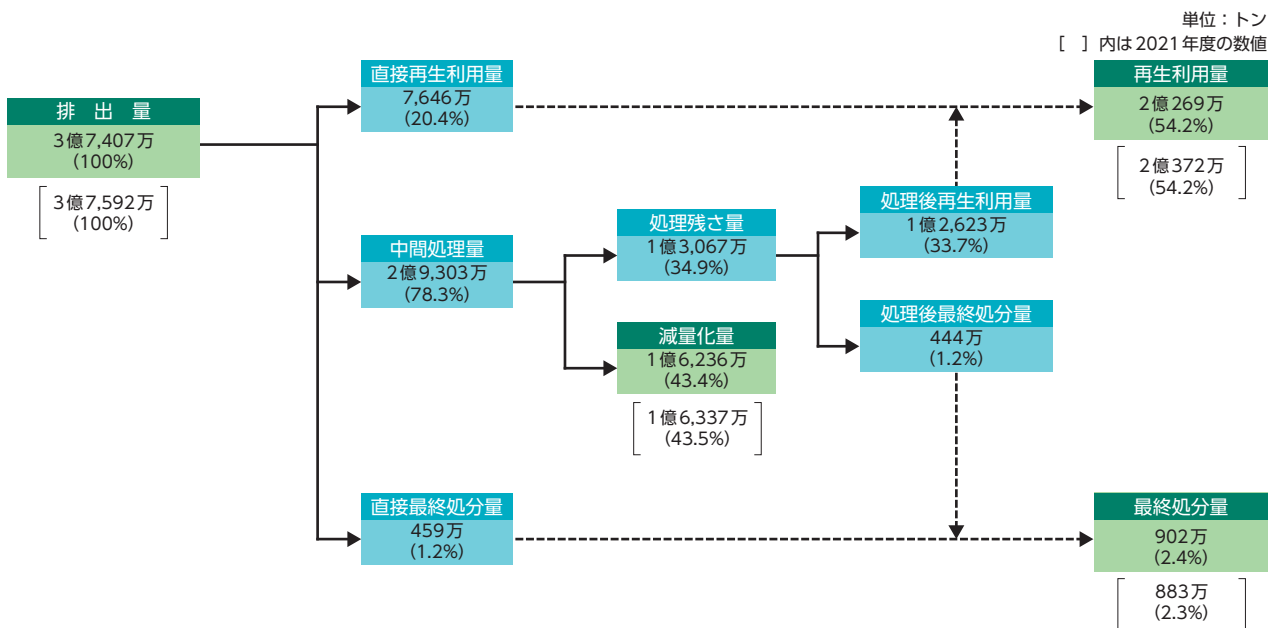
3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

2022年度における産業廃棄物の処理の流れ、業種別排出量は、図3-1-17のとおりです。この中で記された再生利用量は、直接再生利用される量と、中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量を示しています。また、最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量を合わせた量を示しています。

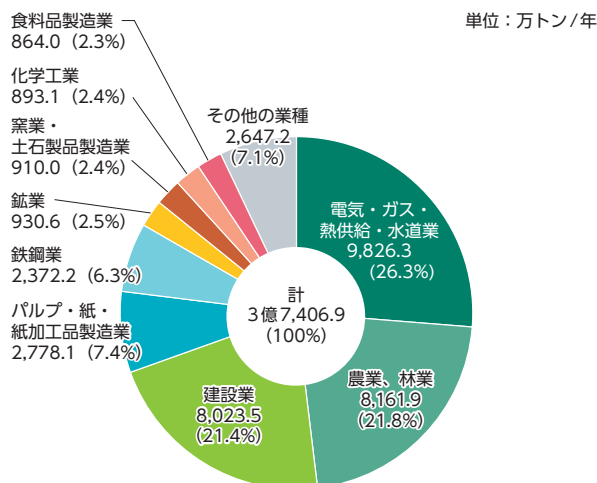
産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量が多い3業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業（前年度と同じ）となっています。この上位3業種で総排出量の約7割を占めています（図3-1-18）。

図3-1-17 産業廃棄物の処理の流れ（2022年度）



資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

図3-1-18 産業廃棄物の業種別排出量（2022年度）



資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

ア 産業廃棄物の排出量の推移

第1節1(2)エを参照。

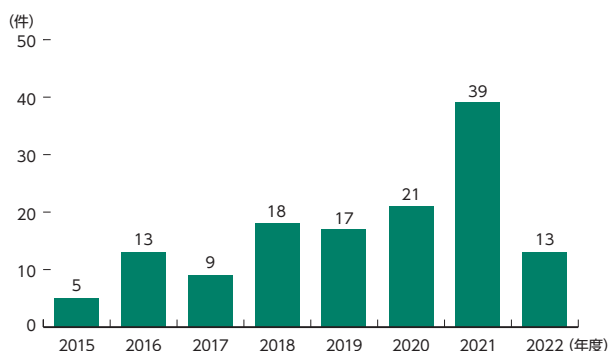
イ 産業廃棄物の中間処理施設数の推移

産業廃棄物の焼却、破碎、脱水等を行う中間処理施設の許可施設数は、2022年度末で1万9,609件となっており、前年度との比較ではほぼ横ばいとなっています。中間処理施設のうち、木くず又はがれき類の破碎施設は約55%、汚泥の脱水施設は約13%、廃プラスチック類の破碎施設は約12%を占めています。

ウ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数の推移（焼却施設、最終処分場）

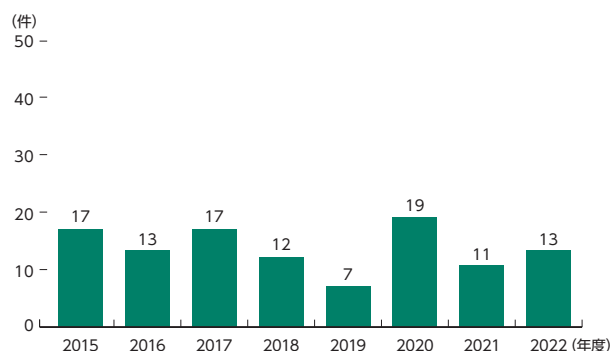
産業廃棄物処理施設に係る新規の許可件数（焼却施設、最終処分場）は2022年度末で26件となっており、前年度より件数が減少しています（図3-1-19、図3-1-20）。

図3-1-19 焼却施設の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

図3-1-20 最終処分場の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

(2) 大都市圏における廃棄物の広域移動

首都圏等の大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉等の中間処理施設や最終処分場を確保することが難しい状況です。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、広域的に処理施設を整備し、市町村域、都府県域を越えて運搬・処分する場合があります。そのような場合であっても、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物の適正処理やリデュース、適正な循環的利用の徹底を図っていく必要があります。

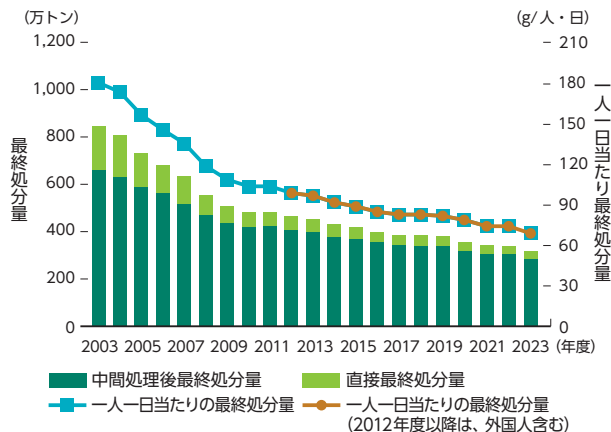
(1) 最終処分場の状況

ア 一般廃棄物

(ア) 最終処分の状況

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量を合計した最終処分量は316万トン、一人一日当たりの最終処分量は69gです（図3-1-21）。

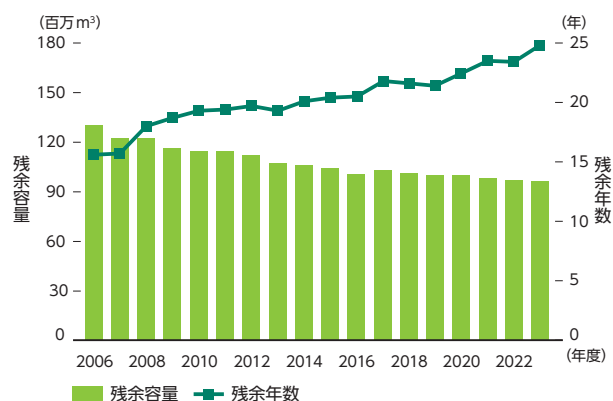
図3-1-21 最終処分量と一人一日当たり最終処分量の推移



(イ) 最終処分場の残余容量と残余年数

2023年度末時点で、一般廃棄物最終処分場は1,554施設（うち2023年度中の新設は5施設（建設中含む。））であり、2022年度から減少し、残余容量は95,751千 m^3 であり、2022年度から減少しました。また、残余年数は全国平均で24.8年です（図3-1-22）。

図3-1-22 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）



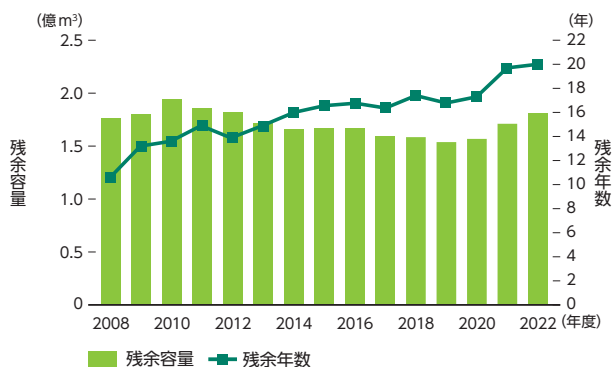
(ウ) 最終処分場のない市町村

2023年度末時点で、当該市区町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託している市区町村数（ただし、最終処分場を有していない場合であっても大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村は最終処分場を有しているものとして計上）は、全国1,741市区町村のうち307市町村となっています。

イ 産業廃棄物

2022年度の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1.81億 m^3 、残余年数は20.0年となっており、前年度との比較では、残余容量、残余年数ともやや増加しています（図3-1-23）。

図3-1-23 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）



(2) 廃棄物焼却施設における熱回収の状況

ア 一般廃棄物

(ア) ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する方法としては、後述するごみ発電を始め、施設内・外への温水、蒸気の熱供給が考えられます。ごみ焼却施設からの余熱を温水や蒸気、発電等で有効利用している施設の状況は、表3-1-2のとおりです。余熱利用を行っている施設は724施設であり、割合は施設数ベースで72.1%となっています。

表3-1-2 ごみ焼却施設における余熱利用の状況

余熱利用の状況			2022年 施設数	2023年 施設数
余熱利用あり	温水利用	場内温水	580	572
		場外温水	196	190
	蒸気利用	場内蒸気	229	231
		場外蒸気	88	90
	発電	場内発電	402	410
		場外発電	278	272
	その他		39	43
合計		730	724	
余熱利用無し	合計		286	280

注：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

資料：環境省

(イ) ごみ発電

ごみ発電とは、ごみを焼却するときに発生する高温の排出ガスが持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

2023年度におけるごみ焼却発電施設数と発電能力は、表3-1-3のとおりです。また、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは40.9%となっています。また、その総発電量は約103億kWhであり、一世帯当たりの年間電力消費量を3,911kWhとして計算すると、この発電は約262万世帯分の消費電力に相当します。なお、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は272施設となっています。

最近では、発電効率の高い発電施設の導入が進んできていますが、これに加えて、発電後の低温の温水を地域冷暖房システム、陸上養殖、農業施設等に有効利用するなど、余熱を合わせて利用する事例も見られ、こうした試みを更に拡大していくためには、熱利用側施設の確保・整備とそれに併せたごみ焼却施設の整備が重要です。

表3-1-3 ごみ焼却発電施設数と発電能力

	2022年度	2023年度
発電施設数	404	411
総発電能力 (MW)	2,208	2,230
発電効率 (平均) (%)	14.27	14.16
総発電電力量 (GWh)	10,331	10,254

注1：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

2：発電効率とは以下の式で示される。

$$\text{発電効率} [\%] = \frac{3,600 [\text{kJ/kWh}] \times \text{総発電量} [\text{kWh/年}]}{1,000 [\text{kg/トン}] \times \text{ごみ焼却量} [\text{トン/年}] \times \text{ごみ発熱量} [\text{kJ/kg}]} \times 100$$

資料：環境省

イ 産業廃棄物

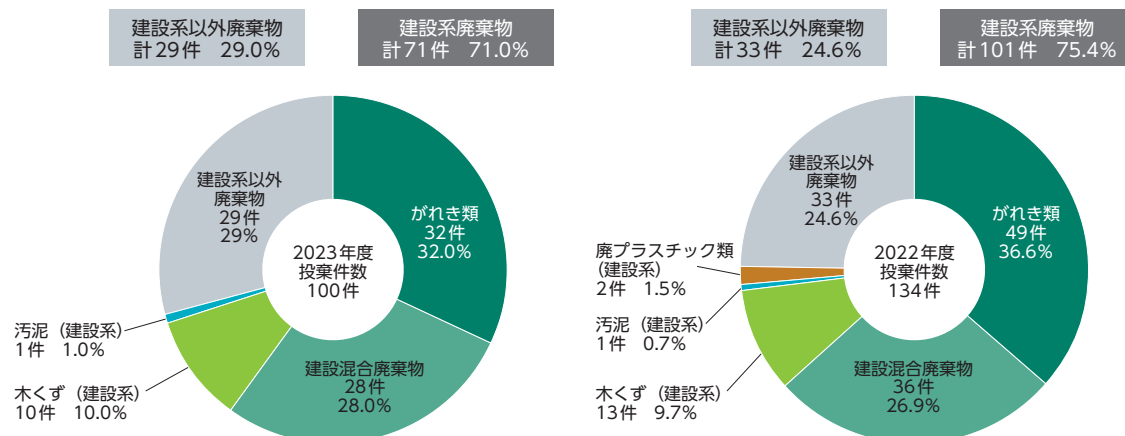
脱炭素社会の取組への貢献を図る観点から、3Rの取組を進めてなお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底することが求められます。産業廃棄物の焼却による発電を行っている施設数は、2023年度には346炉となりました。このうち、廃棄物発電で作った電力を場外でも利用している施設数は67炉となっています。また、施設数ベースでの割合は19%となりました。また、廃棄物由来のエネルギーを活用する取組として、廃棄物の原燃料への再資源化も進められています。廃棄物燃料を製造する技術としては、ガス化、油化、固形燃料化等があります。これらの取組を推進し、廃棄物由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要があります。

(3) 不法投棄等の現状

ア 2023年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄等の事案

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等をされた産業廃棄物は、図3-1-24のとおりです。

図3-1-24 不法投棄された産業廃棄物の種類（2023年度）



注：参考として2022年度の実績も掲載している。
資料：環境省

イ 2023年度末時点で残存している産業廃棄物の不法投棄等事案

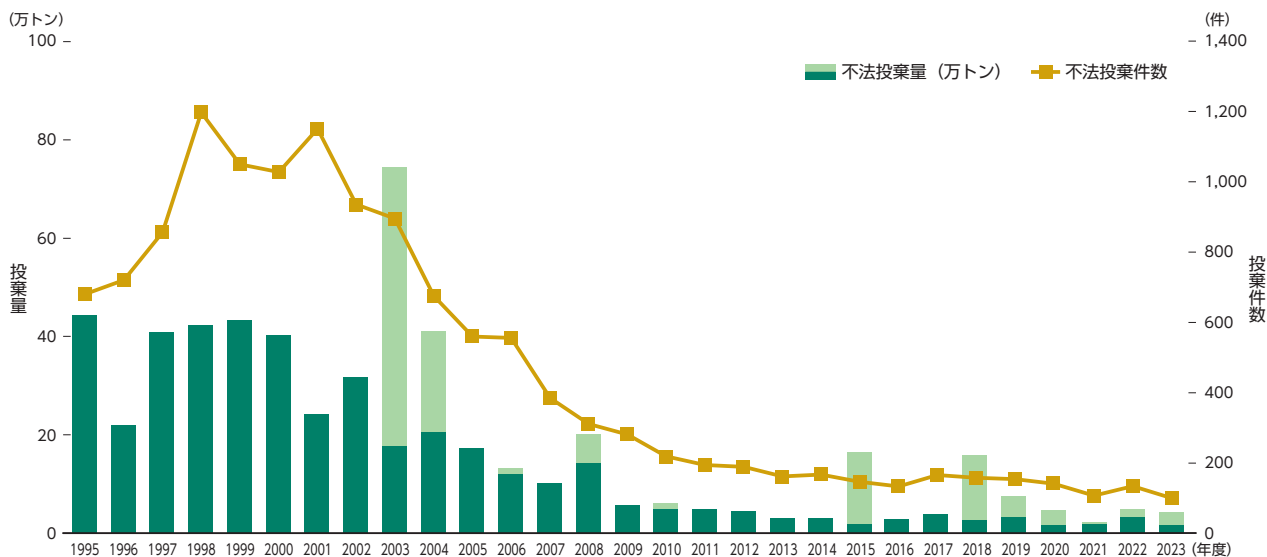
都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握している、2024年3月末時点における産業廃棄物の不法投棄等事案の残存件数は2,876件、残存量の合計は1,011.2万トンでした。

このうち、現に支障が生じていると報告されている事案4件については、支障除去措置に着手しています。現に支障のおそれがあると報告されている事案66件については、21件が支障のおそれの防止措置、8件が周辺環境モニタリング、37件が撤去指導、定期的な立入検査等を実施中又は実施予定としています。そのほか、現在支障等調査中と報告された事案34件については、16件が支障等の状況を明確にするための確認調査、18件が継続的な立入検査を実施中又は実施予定としています。また、現時点では支障等がないと報告された事案2,772件についても、改善指導、定期的な立入検査や監視等が必要に応じて実施されています。

(ア) 不法投棄等の件数及び量

新たに判明したと報告があった産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量、不適正処理件数及び不適正処理量の推移は、図3-1-25、図3-1-26のとおりです。また、2023年度に報告があった5,000トン以上の大規模な不法投棄事案は2件、不適正処理事案は1件でした。

図3-1-25 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。

2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7万トン）

2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4万トン）

2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案（1.1万トン）

2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8万トン）

2010年度：2009年度に判明していた滋賀県日野町事案（1.4万トン）

2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7万トン）

2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、2017年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）（13.1万トン）

2019年度：2014年度に判明していた山口県山口市事案、2016年度に判明していた倉敷市事案（4.2万トン）

2020年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案（3.2万トン）

2021年度：大規模事案として報告された兵庫県加古川市事案（0.5万トン）

2022年度：大規模事案として報告された静岡県掛川市事案、兵庫県加西市事案、兵庫県上郡町事案（1.7万トン）

2023年度：大規模事案として報告された兵庫県上郡町事案、和歌山県橋本市事案（2.6万トン）

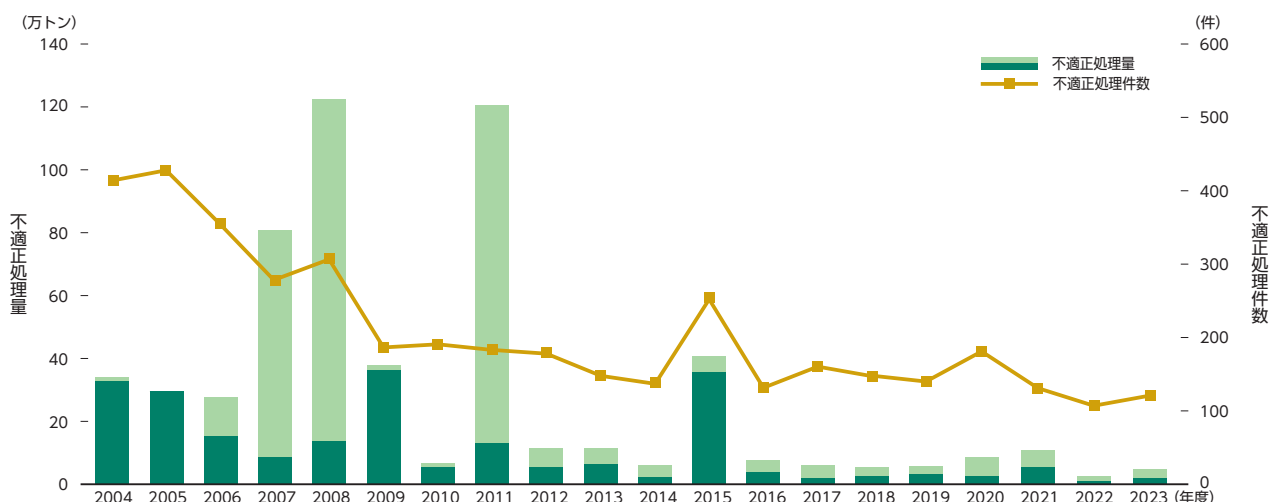
3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことが分かり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

図3-1-26 産業廃棄物の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10 t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。）。

3：大規模事案については、次のとおり。

2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン

2008年度：奈良県宇陀市事案85.7万トン等

2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等

2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等

2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等

4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことが分かり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

（イ）不法投棄等の実行者

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等事案の実行者の内訳は、不法投棄件数で見ると、排出事業者によるものが全体の44%（44件）で、実行者不明のものが29%（29件）、複数によるものが18%（18件）、無許可業者によるものが3%（3件）、許可業者によるものが4%（4件）となっています。これを不法投棄量で見ると、排出事業者によるものが13%（0.5万トン）、無許可業者によるものが1.1%（0.05万トン）、実行者不明のものが5.5%（0.2万トン）、許可業者によるものが5.2%（0.2万トン）、複数によるものが74.6%（3.1万トン）でした。また、不適正処理件数で見ると、排出事業者によるものが全体の57.9%（70件）で、複数によるものが12.4%（15件）、実行者不明のものが8.3%（10件）、無許可業者によるものが9.1%（11件）、許可業者によるものが5.8%（7件）となっています。これを不適正処理量で見ると、排出事業者によるものが59.4%（3万トン）、無許可業者によるものが9%（0.4万トン）、複数によるものが16.4%（0.8万トン）、許可業者によるものが9%（0.4万トン）、実行者不明のものが5.1%（0.3万トン）でした。

（ウ）支障除去等の状況

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案（100件、4.2万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は3件あり、支障除去措置が実施されており、うち2件については措置が完了しています。現に支障のおそれがあると報告された事案2件については、1件が支障のおそれの防止措置に着手しており、1件が定期的な立入検査を実施しています。

2023年度に新たに判明したと報告があった不適正処理事案（121件、5万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は0件です。現に支障のおそれがあると報告された事案1件については、定期的な立入検査を実施しています。

(4) 有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。締約国は2024年12月時点で189か国と1機関（EU）、1地域）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っています。2023年のバーゼル法に基づく輸出入の状況は、表3-1-4のとおりです。

表3-1-4 バーゼル法に基づく輸出入の状況
(2023年)

	重量（トン）	相手国・地域	品目	輸出入の目的
輸出	257,202 (228,704)	台湾 ベルギー マレーシア フィリピン 等	プラスチック	プラスチックの再生または回収
			銅くず	金属回収等
			亜鉛くず	
			石炭灰等	
輸入	1,898 (2,630)	台湾 フィリピン タイ 等	金属含有スラッジ	金属回収等
			電子部品スクラップ等	

注：（ ）内は、2022年の数値を示す。
資料：環境省、経済産業省

第2節 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による
持続可能な地域と社会づくり

資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持または付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースです。環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、そして、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資するように循環経済への移行を進めることは、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題です。環境的な側面については、循環、脱炭素、自然共生について統合的な向上を図ることが重要であり、このうち循環と脱炭素に関しては、2022年度の廃棄物由来の温室効果ガスの排出量は2000年度の排出量と比較して約23%減少していますが、廃棄物部門での更なる排出削減に加え、廃棄物の原燃料としての活用や、廃棄物発電の発電効率の向上等により他部門での温室効果ガス排出量の削減を更に進めます。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進し、循環経済への移行とネイチャーポジティブの実現に向けて、施策を統合的に実施します。

2024年8月には、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として「第五次循環基本計画」を策定しました。また、「第五次循環基本計画」等の下、政府全体として戦略的・統合的に進めるため、2024年7月に新たに「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し、同月に開催された第1回会議では、総理から各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内に取りまとめるよう指示がありました。2024年末には第2回の関係閣僚会議が開催され、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を取りまとめました。総理からは、各府省庁に対して、政策パッケージを速やかに実行するよう指示があり、関係閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるとの発言がありました。

また、地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、「資源循環自治体フォーラム（連絡会議）」を2025年1月に開催しました。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を生み出すことにより、新たな成長につなげていき

ます。

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、社会的費用を減少させつつ、高度で高付加価値な水平リサイクル等を社会に定着させる必要があります。このため、まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。3R推進月間（毎年10月）においては、消費者向けの普及啓発を行いました。3R普及啓発、3R推進月間の取組については、第3章第5節1（3）を参照。

無許可の廃棄物回収の違法性に関する普及啓発については、第3章第5節3（1）を参照。

ウェブサイト「Re-Style」については、第3章第5節1（2）を参照。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2024年5月に第213回国会で成立し、同月に公布されました。再資源化事業等高度化法は、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずるものであり、2025年2月1日に一部の規定が施行されました。

また、再資源化事業等高度化法による再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を踏まえ、財政投融资制度の拡充や再資源化事業等の高度化のための事業に係る税制上の特例措置の創設・拡充を講じました。

第3節 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携は、我が国の新たな成長の鍵です。2021年に設立したJ4CE（循環経済パートナーシップ）、2023年に設立したCPs（サーキュラーパートナーズ）を活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進しています。あわせて、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めるべく、素材・製品ごとの取組を次のとおり進めました。

1 プラスチック・廃油

容器包装の3R推進に関しては、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための自主行動計画2025」（2021～2025年度）に基づいて実施された「事業者が自ら実施する容器包装3Rの取組」と「市民や地方自治体など主体間の連携に資するための取組」について、フォローアップが実施されました。

2022年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るためのものです。同法第33条に基づく再商品化計画については、2024年4月に京都府京都市に対して、2024年5月に三重県津市に対して、2024年9月に佐賀県江北町を始め、岐阜県羽島市に対して、2024年11月に富山県射水市を始め、鳥取県琴浦町、愛知県岩倉市、秋田県大仙市・美郷町、長野県安曇野市、福島県石川地方生活環境施設組合に対して、2024年12月に神奈川県川崎市を始め、愛媛県西予市、大阪府大阪市、富山県小矢部市に対して、2025年1月に神奈川県藤沢市に対して、2025年3月に東京都大田区を始め、岡山県岡山市に対して認定を行い、計31件となりました。また、同法第39条に基づく自主回収・再資源化事業計画については、2024年

7月に1件、2024年8月に1件の認定を行い、計5件となりました。同法第48条に基づく再資源化事業計画については、2024年4月に1件、2024年7月に1件、2024年9月に1件の認定を行い、計6件となりました。このほかにも、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところです。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の認定制度を設けており、2024年10月に清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4つの製品分野において認定基準の議論を行いました。また自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き特別交付税措置を講じたほか、「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を実施しました。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算、制度的対応を行いました。また、プラスチック資源循環促進法に基づき、化石由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換・社会実装化及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援するための実証事業及び日本国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を2024年度も実施しました。

2 バイオマス（食品、木など）

東日本大震災以降、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源や、バイオマスの熱回収や燃料化等によるエネルギー供給が果たす役割は、一層大きくなっています。

このような中で、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、2010年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業を実施しました。2024年度は民間事業者に対して、2件の高効率な廃棄物熱回収施設、1件の廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。

未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援しました。また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するために必要な調査を行うとともに、相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施しました。このほか、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発については、スギ材のリグニンを化学的に改質し取り出した素材（改質リグニン）を用いた高付加価値材料の開発や大規模製造技術実証を推進しました。また、農山漁村におけるバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援しました。

2050年ネット・ゼロへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO₂排出削減に向けた取組が必要不可欠です。特に、航空分野については、CO₂排出削減に寄与する「持続可能な航空燃料（SAF）」の技術開発を加速させる必要があり、三つの技術開発を進めました。[1] HEFA技術（微細藻類培養技術を含む）：カーボンリサイクル技術を活用した微細藻類の大量培養技術とともに、抽出した油分（藻油）や廃食油等を高圧下で水素化分解してSAFを製造。[2] ATJ技術：触媒技術を利用してアルコールからSAFを製造。[3] ガス化・FT合成技術：木材等をH₂とCOに気化し、ガスと触媒を反応させてSAFを製造。また、可燃性の一般廃棄物や木質系バイオマスからSAFの原料となるエタノールを製造する実証事業を実施しました。

下水汚泥資源については、農林水産省と国土交通省が連携して、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を2022年に開催し、関係者の役割や取組の方向性を取りまとめました。「食料安全保障強化政策大綱」（2022年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するという目標が新たに掲げられています。このような背景を踏まえ、下水道管理者は今後、下水汚泥は肥料としての利用を最優先し、最大限の利

用を行うこととして基本方針を整理しました。また、2024年度には、19団体を対象とした流通確保に向けた案件形成支援事業、35処理場を対象とした下水污泥資源の重金属・肥料成分分析を実施しており、下水污泥資源の肥料利用の大幅な拡大に取り組んでいます。

また、下水污泥資源についてはエネルギー利用も推進しており、2023年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は134施設となっています。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる、効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、具体的な案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を行っています。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定し、その発生抑制に取り組んでいます。また、国全体の食品ロスの発生量について推計を実施し、2022年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約472万トン）を2024年6月に公表しました。

食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進しました。

3 ベースメタルやレアメタル等の金属

廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることが求められている中、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除く金や銅等の金属は、大部分が廃棄物としてリサイクルされずに市町村により埋立処分されていました。こうした背景を踏まえ、小型家電リサイクル法が2013年4月から施行されました。

2023年度に小型家電リサイクル法の下で処理された使用済み小型電子機器等は、約8万6,000トンでした。そのうち約1,500トンが再使用され、残りの約8万5,000トンから再資源化された金属の重量は約4万3,000トンでした。再資源化された金属を種類別に見ると、鉄が約3万6,000トン、アルミが約3,800トン、銅が約2,200トン、金が約300kg、銀が約3,100kgでした。

このような中で、使用済み製品に含まれる有用金属の更なる利用促進を図ることにより、資源確保と天然資源の消費の抑制に資するため、レアメタル等を含む主要製品全般について、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上を図る必要があります。このため、技術開発から技術実証、設備導入にあたるまでの支援を実施することとして、廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術開発を実施し、電子基板や車載用リチウム蓄電池から、リチウムやコバルト等の有用金属を回収する実証支援の実施、リサイクルが困難な使用済み製品に含まれる希少金属について、レアアースの安価回収技術や金属資源高効率回収技術に係る設備投資支援や省CO₂のリサイクル設備導入支援を実施しました。

広域認定制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。

4 土石・建設材料、建築物

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。なお、制度の運用開始以来、累計で約159万戸（2024年3月末時点）が認定されており、新築住宅着工戸数に占める新築認定戸数の割合は14.5%（2023年度実績）となっています。

5 自動車、小型家電・家電

自動車について、使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、環境省において2022年度から「自動車リサイクルのカーボンニュートラル及び3Rの推進・質の向上に向けた検討会」を開催し、解体・破碎業者向け温室効果ガス排出量削減の手引き及び自動車リサイクルにおけるカーボンニュートラルに向けた事業者等の取組一覧を取りまとめました。また、使用済自動車の解体・破碎段階におけるプラスチックやガラスの資源回収を強化するため、使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度を創設することとしており、参画する意思のある事業者等が制度に対する理解を深め、取組を円滑に進めることができるようにするため、環境省及び経済産業省は2025年3月にガイドラインを策定しました。

また、我が国の自動車向け再生プラスチックの市場構築を実現するため、2024年11月、環境省は、経済産業省と連携し、産官学からなる「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げました。産官学コンソーシアムでは、これまで連携が十分でなかった自動車製造業から資源循環産業までのサプライチェーンを横断する業界団体が一堂に会し、有識者の参画を得て、自動車向けの再生プラスチック市場構築を通じた我が国の関連産業の目指す姿や、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性、そして、その実現に向けた国の支援策等について議論し、2025年3月末に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」を取りまとめました。

小型家電については、中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会において、小型家電リサイクル法の基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理の検討を開始しました。また、GIGAスクール構想に基づき全国の小中学校に一体的に配備された情報端末が、今後更新を迎え一斉に廃棄されることに備え、小型家電リサイクル制度等に基づく適正な処理・リサイクルを推進するため、全国の市区町村及び教育委員会向けに説明会や個別コンサルティングを実施しました。

家電については、特定家庭用機器の適切なリユース・リサイクルの実施に向け、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（平成20年9月）の見直し等を検討するため、関係者・有識者から助言を得るための検討会を設置しました。検討会では、リユースの現状・課題等を整理するとともに、その結果等を踏まえたガイドラインの改定案を取りまとめました。

6 地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材

第1部第2章第4節2（5）を参照。また、2024年8月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を策定しました。

7 繊維製品（ファッション）

繊維製品のうち衣類については、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって製造時の資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化等から環境負荷が非常に大きいとも指摘されるようになり、EUを始め、我が国・企業においても、環境対策の動きが進んでいます。

我が国においては、経済産業省と環境省で2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を検討し、同年9月に報告書を取りまとめました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境

配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。2024年11月には、消費者庁、経済産業省及び環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を開催し、今後連携する取組について確認しました。さらに、経済産業省・環境省では、リサイクル技術等の開発等に取り組むとともに、環境省では企業と家庭から排出される衣類の量の把握、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を進めています。

第4節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

1 地域の循環システムづくり

資源循環分野における地域循環共生圏の形成に向けては、循環資源の種類に応じて適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めてきたところです。

一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強化^{じん}、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施しました。また、廃棄物処理施設から排出される余熱等の地域での利活用を促進させるため、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」を実施し、2019年度からは、補助金の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備（熱導管・電力自営線等）から需要施設側の付帯設備まで拡大することにより、廃棄物エネルギーの利活用を更に進め、地域の脱炭素化を促進しました。さらに、脱炭素や地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行いました。

また、污水处理に関して、少子高齢化・人口減少社会の中で、浄化槽は、効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに対応することができる分散型污水处理システムであり、地方創生や国土強靱化の観点からも、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。このため、2022年度より、エネルギー効率の低い中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO₂削減を図る事業に対する補助事業を新たに開始し、2023年度、2024年度においても引き続き必要な予算を措置し、浄化槽分野の脱炭素化に向けて当該事業を推進しました。

下水道の分野では、下水道革新的技術実証事業において、2015年度に採択されたバイオガスの活用技術1件、2017年度に採択された地産地消エネルギー活用技術1件、2018年度に採択された下水熱による車道融雪技術2件及び中小規模処理場向けエネルギーシステム2件の実証を行いました。これらの技術について、2020年度末までに技術導入のガイドラインを作成し公表しています。

バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施しています。また、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市について、2024年度には1市が選定され、2013年度の取組開始以来、選定された市町村は全国で累計104市町村となりました。

加えて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向け、地域協議会の運営や技術開発・改良等への支援を実施しました。また、地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するため

の実証事業においては、バイオマス種（バーク（樹皮）、廃菌床、牛ふん等）におけるバイオマス利用システムなど、地域特性を活かしたモデルを実証しました。そして、これまで実施したフィージビリティスタディ及び実証事業の成果を含めて、地域におけるバイオマスエネルギー利用の拡大に資する技術指針及び導入要件を改訂し、これらをワークショップ開催により公開しました。加えて、2021年度新規事業である、木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業においては、[1] 新たな燃料ポテンシャル（早生樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業、[2] 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業、[3] 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定事業を行うべく、事業者の選定を行い、事業開始に向けて準備を進めました。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについては、第3章第3節2を参照。

2 循環システムづくりを支える広域的取組

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、全体構想の認定・周知・策定支援、ガイド等の人材の育成、情報の収集、広報活動等を実施するなど、地域が主体的に行うエコツーリズムの活動を支援しました。エコタウンは、26の承認地域それぞれで地域特性に見合った展開がなされており、海外からの関心も高いことから、地域循環共生圏構築の先進事例とも言えるエコタウン各地域の取組について情報の集約・周知を進めるとともに、1997年度からの取組の中で蓄積してきた資本・人材ストックを活かした先進課題への挑戦を引き続き支援しました。各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築を促進する施策を検討しました。また、地域における生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討しました。

3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策については、第4章第4節1を参照。

第5節 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

(1) 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応

3Rの取組が温室効果ガスの排出削減につながる例としては、金属資源等を積極的にリサイクルした場合を挙げることができます。例えば、アルミ缶を製造するに当たっては、バージン原料を用いた場合に比べ、リサイクル原料を使った方が原料製造も含めた一連の製造工程に要するエネルギーを大幅に節約できることが分かっています。同様に、鉄くずや銅くず、アルミニウムくず等をリサイクルすることによっても、バージン材料を使った場合に比べて温室効果ガスの排出削減が図られるという結果が、環境省の調査によって示されました。これらのことから、リサイクル原料の使用に加え、リデュースやリユースといった、3Rの取組を進めることによって、原材料等の使用が抑制され、結果として温室効果

ガスの更なる排出削減に貢献することが期待できます。ただし、こうしたマテリアルリサイクルやリデュース・リユースによる温室効果ガス排出削減効果については、引き続き調査が必要であるともされており、これらの取組を一層進める一方で、継続的に調査を実施し、資源循環と社会の脱炭素化における取組について、より高度な統合を図っていくことが必要です。

廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術の開発を行う「資源自律経済システム開発促進事業」、自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等、また長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する「産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業」、リチウムイオン蓄電池や太陽光パネル等といった非鉄金属・レアメタル含有製品のリユース・リサイクル技術の実証を行う「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」、再生可能エネルギー関連製品等の高度なりサイクルを行いながらリサイクルプロセスの省CO₂化を図る設備の導入支援を行う「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」を2024年度に実施しました。そして、プラスチック資源循環促進法に基づき、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等の代替素材への転換・社会実装及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクルプロセス構築を支援する「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」、廃プラスチックの高度なりサイクルを促進する技術基盤構築及び海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を実施しました。

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業については、第3章第4節を参照。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組について推進すると同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組みしました。

海洋環境等については、その負荷を低減させるため、循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進しました。

港湾整備により発生した浚渫土砂等^{しゅんせつ}を有効活用し、深掘跡の埋め戻し等を実施し、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。

下水汚泥資源化施設の整備の支援等については、第3章第3節2を参照。

これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行いました。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、2024年度に有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）のあり方について検討を開始しました。さらに、首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進しており、近年は、広島港において建設発生土の受入れを実施しました。

(2) 循環分野における情報の整備

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です（表3-5-1、表3-5-2）。

表 3-5-1 3R全般に関する意識の変化※¹

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
ごみ問題への関心							
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	63.3%	69.0%	64.1%	74.3%	65.0%	62.7%	61.9%
3Rの認知度							
3Rという言葉（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	34.4%	38.1%	36.9%	37.7%	33.6%	31.1%	34.7%
サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度							
サーキュラーエコノミー（循環経済）という言葉を知っていた、言葉を聞いたことがあった	—	—	22.0%	18.8%	20.2%	19.8%	22.0%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識※ ²							
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている	56.6%	66.0%	63.6%	71.3%	65.2%	63.7%	61.2%
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている	13.0%	11.7%	8.2%	7.7%	8.2%	8.6%	10.0%
グリーン購入に対する意識							
環境に優しい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心掛けている	75.0%	77.5%	72.8%	74.7%	70.4%	73.5%	71.4%
環境に優しい製品の購入を全く心掛けていない	18.8%	16.4%	19.9%	22.3%	21.4%	18.0%	19.9%

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度調査は、それまでのリサイクルについてだけではなく、リユースを追加し、リユース・リサイクルに関する意識を聞いているため、2023年度以前と直接比較はできない

資料：環境省

表3-5-2 3Rに関する主要な具体的行動例の変化^{*1*2}

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
発生抑制（リデュース） ^{*3}							
レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	62.2%	64.5%	72.7%	83.3%	73.8%	67.6%	80.1%
詰め替え製品をよく使う	66.8%	67.0%	66.0%	79.1%	65.5%	61.7%	71.6%
使い捨て製品を買わない	17.5%	16.4%	15.8%	15.7%	16.9%	15.5%	19.3%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	10.9%	13.8%	11.1%	9.6%	10.5%	11.7%	22.2%
簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	8.1%	9.5%	7.8%	7.4%	10.0%	8.7%	14.1%
買い過ぎ、作り過ぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れ等の食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	30.2%	32.3%	31.6%	44.8%	32.1%	30.1%	40.5%
マイ箸、マイボトルなどの繰り返し利用可能な食器類を携行している	—	22.6%	22.3%	25.0%	24.9%	24.0%	30.8%
ペットボトル等の使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	16.3%	14.6%	14.2%	16.5%	16.1%	17.6%	21.3%
再使用（リユース）							
不用品をインターネットオークション、フリマアプリなどインターネットを介して売っている	—	16.3%	17.9%	18.0%	15.9%	14.7%	20.7%
不用品を捨てるのではなく、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットなどを活用して手放している	—	20.0%	20.2%	24.8%	17.5%	17.1%	25.9%
ビールや牛乳の瓶など再使用可能な容器を使った製品を買う	10.8%	9.2%	9.1%	8.2%	8.2%	7.3%	11.5%
再生利用（リサイクル）							
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	79.7%	81.3%	79.2%	88.7%	78.7%	73.6%	88.4%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収される瓶等は洗っている	60.3%	64.8%	62.4%	76.1%	61.1%	57.7%	71.6%
トレイや牛乳パック等の店頭回収に協力している	39.5%	37.1%	37.9%	43.4%	35.3%	29.7%	44.8%
携帯電話等の小型電子機器の店頭回収に協力している	22.4%	18.9%	20.9%	23.2%	17.0%	15.8%	23.5%
再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	10.5%	9.7%	10.2%	13.8%	8.5%	9.3%	11.5%

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度は、「ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている」と回答した人のみを対象としているため、2023年度以前との比較はできない

注3：2024年度は、「無駄な製品をできるだけ買わないよう、リユース・レンタル・リース・シェアリング等の製品を使うようにしている」と「リユース」「シェアリング等」を追加した結果

資料：環境省

「第五次循環基本計画」で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定された、物質フロー指標及び取組指標について、2022年度のデータを取りまとめました。また、各指標の増減要因についても検討を行いました。

国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間通じて運用しています（図3-5-1）。同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源を有効利用することの重要性や3Rの取組を多くの方々に知ってもらいました。また、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、「Re-Styleパートナー企業」との連携体制について、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進しました。

図3-5-1 Re-Styleのロゴマーク



限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。

資料：環境省



3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施しました。

国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRや2020年9月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2024年度は「2024建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催しました。

(3) 循環分野における人材育成、普及啓発等

我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。

3R推進月間には、様々な表彰を行っています。3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援し、内閣総理大臣賞の授与を支援しました。経済産業省は、環境機器の開発・実用化による3Rの取組として2件の経済産業大臣賞を贈りました。国土交通省は、建設工事で顕著な実績を挙げている3Rの取組に対して、国土交通大臣賞2件を贈りました。環境省は資源循環分野における3Rの取組として1件の環境大臣賞を贈りました。厚生労働省は、1992年度以降、内閣総理大臣賞2件、厚生労働大臣賞20件、3R推進協議会会長賞6件を贈りました。

循環型社会の形成の推進に資することを目的として、2006年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。2024年度は、計4件を表彰しました。さらに、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞4件を表彰しました。これらに加えて、農林水産省は「食品産業もったいない大賞」において、農林水産大臣賞等6件を表彰し、農林水産業・食品関連産業における3R活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みしました。

各種表彰以外にも、2006年から毎年3R推進月間中に実施している3R推進全国大会において、3R促進ポスター展示、3Rの事例紹介を兼ねた企業見学会や関係機関の実施する3R関連情報等のPRを行いました。さらに同期間内には、「選ぼう！3Rキャンペーン」も実施し、地方公共団体や流通事業者・小売事業者の協力を得て、「リデュース」につながる省資源商品や「リサイクル」などに関連した環境配慮型商品の購入など、3R行動の実践を呼び掛けました。

2024年10月に行われた3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から4,630点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しました。

消費者のライフスタイルの変革やプラスチックのリデュースを促進する取組として、各国でレジ袋の

有料化やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換など、その実情に応じて様々な取組が行われています。我が国においても、2020年からレジ袋の有料化の取組を開始するとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用の合理化や代替素材への転換などの取組を進めています。

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるために、優良処理業者に優遇措置を講じる優良産廃処理業者認定制度を2011年4月から運用開始しています。優良認定業者数については、制度開始以降増加しており、2024年3月末時点で1,604者となっています。また、優良産廃処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施していきます。

税制上の特例措置により、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。廃棄物処理業者による、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例及び廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例といった税制措置の活用促進を行いました。

プラスチックごみの削減に向け、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集、登録数は3,500件を超えました。これらの取組を特設サイトや様々な機会において積極的に発信しました。

2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

2024年度は、地震や台風、豪雨など全国各地で多くの災害に見舞われました。また、引き続き、令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を行いました。災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員や災害廃棄物処理支援員制度に登録している支援員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等の実施により、着実な処理を推進しています。さらに、損壊家屋の解体を行う際の流れや体制の整備の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」の策定・改訂や、環境省・法務省連名の事務連絡の発出等により公費解体の申請手続等の円滑化・簡素化を自治体へ周知するなど、公費解体の推進を図っています。

(1) 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化

近年の広範囲で甚大な被害を生じた災害対応における経験・教訓により、特に災害時初動対応に係る事前の備えや、大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理を行うための体制確保を一層推進する必要性が改めて認識されました。環境省では、災害廃棄物対策推進検討会を開催し、近年の災害廃棄物処理実績の蓄積・検証を実施しました。さらに、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策の実効性の向上等の支援を実施しました。

(2) 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

県域を越え地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって都道府県、市区町村、環境省以外の国の地方支分部局、民間事業者、専門家等で構成される地域ブロック協議会を全国8か所で開催し、災害廃棄物対策行動計画に基づく地域ブロックごとの広域連携を促進するため、図上演習や実施訓練等を実施しました。

(3) 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

全国規模で災害廃棄物対応力を向上させるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象とした全

国的な処理シナリオの検討や災害廃棄物発生量新推計式のフォローアップ、令和4年度に発生した災害における災害廃棄物の対応に関する具体的検証を行いました。また、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行う「災害廃棄物処理支援員制度」について、2025年3月時点で353名が支援員に登録されています。2024年は令和6年能登半島地震をはじめとする全国の被災市町村に計93名の支援員と計79名の補佐する職員を派遣し、現地での支援を行っています。

港湾においては、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物の受入施設を把握し、広域処理にあたって必要となる港湾機能や実施体制の検討を行いました。

3 適正処理の更なる推進

(1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。さらに、不法投棄等の残存事案対策として、1997年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法平成9年改正法」という。）の施行（1998年6月）前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある13事案に対し、財政支援を行いました。一方で、廃棄物処理法平成9年改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等については、1事案に対し廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を行いました。そのほか、盛土の総点検により確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等が行う調査及び支障除去等事業に対する支援を措置したほか、本基金による今後の支援のあり方について、「支障除去等に対する支援のあり方検討会」を設置して検討を行い、その基本的方向性について取りまとめました。

関係府省庁と都道府県等とが連携して取り組む、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視等については、2023年度においては全国で7,351件実施されました。

一般廃棄物の適正処理については、当該処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではなく、継続性と安定性の確保が考慮されるべきとの最高裁判所判決（2014年1月）や、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する不適正処理事案の状況を踏まえ、2014年10月8日に通知を発出し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用について、周知徹底を図っています。また、廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であることを踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、2024年9月30日に通知を発出しました。

2018年12月には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、2018年12月27日に通知を発出し、製品を最後まで使い切る、缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切るといった適切な取扱いが必要であることなど、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、周知を徹底しています。また、2023年1月にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、2023年1月19日に事務連絡を発出し、廃エアゾール製品等の事故防止について、改めて周知を図りました。

また、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）が、

地方公共団体が定める適切な分別区分で廃棄されず、廃棄物の収集・運搬又は処分の過程において、火災が発生しています。

環境省ではこれまで、自治体の分別区分を見直すことなどによる効果的な回収体制の構築等を支援するモデル事業や、先進的な対策を講じている自治体への調査などを行い、そこで得られた成果等については、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」にまとめて公表（2025年4月最新版公表）し、自治体間での好事例の横展開を図るとともに、自治体が回収したリチウム蓄電池を適正処理できる廃棄物処理業者を取りまとめて公表しています。自治体での使用を想定したポスター、動画の啓発ツールの作成、Jリーグクラブ、製造事業者、自治体と連携した市民向けの回収キャンペーンなど、分別回収の重要性等に関する普及啓発も実施しています。また、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用し、製造事業者等による処理体制の構築を支援してきました。2024年度は、複数市区町村の連携による広域的な回収体制の構築を支援するモデル事業を実施し、市区町村によるリチウム蓄電池等の回収量の増加及び処理コストの削減を図ることで、処理体制の更なる強化を図りました。また、新たにCMや学生向けの出前授業の実施、モバイルバッテリーの製造事業者と連携した啓発キャンペーンなども実施し、適正排出に向けた普及啓発に取り組んでいます。

電子マニフェストは、排出事業者、廃棄物処理業者における情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県等における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。2024年3月末時点の電子マニフェストの普及率は81%に達しましたが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれたため、「第五次循環基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標として掲げ、操作体験セミナーの開催等各種施策に取り組むこととしました。

また、適切な環境対策を講じずに物品を取扱う事業場、いわゆる「不適正ヤード」において、金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音、悪臭、火災、公共水域及び土壌の汚染等が発生しています。

このような廃棄物処理法の規制対象外である物品の取扱いに起因して、生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、2024年10月から2025年3月まで、有識者から構成される「ヤード環境対策検討会」を開催し、ヤードにおける環境対策における取組の基本的方向性について取りまとめました。引き続き、中央環境審議会のもとに設置された廃棄物処理制度小委員会において、当該検討会の報告書を踏まえ、制度的措置に関する議論を深めていきます。

家庭等の廃棄物を無許可で回収し、不適切処理・輸出等を行う違法な回収業者、輸出業者等の対策として、地方公共団体職員の知見向上のため、「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」を2回開催しました。

海洋ごみ対策については、第4章第4節1を参照。

使用済FRP（繊維強化プラスチック）船は、その製品特性（材料が高強度、大型、製品寿命が長い、等）から処理が困難であり、それが不法投棄の要因となっているため、リサイクルが適切に進むよう、地方ブロックごとに行っている地方運輸局、地方整備局、都道府県等の情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人日本マリン事業協会が運用している「FRP船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。

（2）最終処分場の確保等

一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。また、産業廃棄物の最終処分に関しても、課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の補助制度により、2024年度までに、廃棄物処理センター等が管理型最終処分場を整備する8事業に対して支援することで、公共関与型産業廃棄物

処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。

同時に海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。また、「海面最終処分場の廃止に関する基本的な考え方」及び「海面最終処分場の廃止と跡地利用に関する技術情報集」を取りまとめました。

陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋投入処分量の削減を図るとともに、廃油処理事業を行おうとする者に対し、廃油処理事業の事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を実施し、適切に廃油を受け入れる施設を確保しました。船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書を担保する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007年4月に廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入しています。当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みました。

(3) 特別管理廃棄物

ア 概要

廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として指定しています。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があり、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた特別な処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保しています。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。

イ 特別管理廃棄物の対象物

これまでに、表3-5-3に示すものを特別管理廃棄物として指定しています。

表3-5-3 特別管理廃棄物

区分	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの
	ばいじん、燃え殻、污泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ污泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	特定有害産業廃棄物 廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水污泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された污泥
	鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
	污泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

(4) 石綿の処理対策

ア 産業廃棄物

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が2007年4月に完全施行され、石綿（アスベスト）含有廃棄物の安全かつ迅速な処理を国が進めていくため、溶融等の高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定した場合、都道府県知事等による産業廃棄物処理業や施設設置の許可を不要とする制度（無害化処理認定制度）がスタートしています。2025年3月時点で2事業者が認定を受けています。また、2010年の廃棄物処理法施行令の改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立処分基準が強化されています。2021年3月には前年の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の改正に伴って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定しています。

イ 一般廃棄物

石綿を含む家庭用品が廃棄物となったものについては、他のごみと区別して排出し、破損しないよう回収するとともにできるだけ破碎せず、散水や速やかな覆土により最終処分するよう、また、保管する際は他の廃棄物と区別するよう、市町村に対して要請しています。

永続的な措置として、石綿含有家庭用品が廃棄物となった場合の処理についての技術的指針を定め、市町村に示し、適正な処理が行われるよう要請しています。

(5) 水銀廃棄物の処理対策

ア 産業廃棄物

2016年4月から特別管理産業廃棄物に指定されている廃水銀等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び関係省令等において、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物

処理施設への指定等が規定されています。また、排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、これまでの産業廃棄物の処理基準に加え、新たに水銀等の大気への飛散防止等の措置を規定するなど処理基準が強化されています。さらに、これらの基準について具体的に解説するための「水銀廃棄物ガイドライン」を策定しています。国際的にも、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する議論が進められており、2019年5月には水俣条約締約国会議の決議に基づく専門家会合を我が国で開催するなどし、これに貢献しました。

また、退蔵されている水銀血圧計・温度計等の回収を促進するため、2016年度に改訂した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」や2017年度に作成した「教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集」を参考に、医療関係団体や教育機関、地方公共団体等と連携し、回収促進事業を実施しています。

イ 一般廃棄物

市町村等により一般廃棄物として分別回収された水銀使用製品から回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物となります。

市町村等において、使用済の蛍光灯や水銀体温計、水銀血圧計等の水銀使用製品が廃棄物となった際の分別収集の徹底・拡大を行うため、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び分別収集についての先進事例集を作成し、普及啓発を行ってきました。また、家庭で退蔵されている水銀体温計等の回収について、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集（第2版）」を公表しました。

2023年には水銀に関する水俣条約第5回締約国会議が開催され、製造・輸入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われました。今後一層、水銀使用廃製品の回収が求められていくことから、「水銀使用廃製品の適切な分別・回収について」のリーフレットを作成し、2024年5月にホームページにて公表をしました。

(6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の構築

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号。以下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を「PCB特別措置法」という。）が2016年8月に施行され、PCB廃棄物の濃度、保管の場所がある区域及び種類に応じた処分期間が設定されました。これにより、PCB廃棄物の保管事業者は、処分期間内に全てのPCB廃棄物を処分委託しなければなりません。PCB特別措置法で定める、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、政府一丸となってPCB廃棄物の期限内処理に向けて取り組んでいます。

環境省は都道府県と協調し、費用負担能力の小さい中小企業者等による高濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成等を行う基金「PCB廃棄物処理基金」を造成しています。

ア 高濃度PCB廃棄物の処理

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭）（うち北九州、大阪、豊田は2024年3月で処理事業を終了。））のPCB処理事業所において処理する体制を整備し、各地元関係者の理解と協力の下、処理を推進してきました。さらに、2024年8月にPCB廃棄物処理基本計画の一部変更が閣議決定され、北海道（室蘭）の対象エリアに、2023年度末で処理事業を終了した西日本（北九州・大阪・豊田）を追加し、東京と北海道（室蘭）の2か所で処理事業を実施する体制へと変更しました。2025年3月末時点で、JESCOに登録されている高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の98%の処理が完了しています。

なお、処理事業が終了した施設については順次解体・撤去を進めています。

イ 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（2025年3月末時点でそれぞれ31事業者及び2事業者））によって処理が進められています。また、2025年4月1日からPCB廃棄物処理基金を活用して、費用負担能力の小さい中小企業等による低濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成を開始しました。

低濃度PCB廃棄物の処理が更に合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図っていきます。

(7) ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼です。廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、1997年1月に厚生省（当時）が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や、1997年8月の廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正等に基づき、対策が取られてきました。環境庁（当時）でも、ダイオキシン類を大気汚染防止法の指定物質として指定しました。さらに、1999年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び1999年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められました。2023年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（2011年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っています（表3-5-4）。

2023年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、1997年から約99%減少しました。この結果については、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には、休・廃止する施設が多数あったこと、また基準に適合した施設の新設整備が進められていること（廃棄物処理体制の広域化、廃棄物処理施設の集約化を含む。）が背景にあったものと考えられます。

表3-5-4 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量		
		1997年における量 (g-TEQ/年)	2003年における量 (g-TEQ/年)	2023年における量 (g-TEQ/年)
1 廃棄物処理分野	106	7,205～7,658	219～244	60
(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	25
(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	15
(3)小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	—	37	10
(4)小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16	700～1,153	35～60	9.0
2 産業分野	70	470	150	41
(1)製鋼用電気炉	31.1	229	81.5	13.9
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	10.1
(3)亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	1.2
(4)アルミニウム合金製造施設 （焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	10.6
(5)その他の施設	9.8	27.3	10.3	5.6
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.0
合 計	176	7,676～8,129	369～395	101

注1：1997年及び2003年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、2022年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、2012年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：環境省「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（2000年9月制定、2012年8月変更）、
「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）」（2025年3月）より環境省作成

(8) その他の有害廃棄物対策

感染性廃棄物については、2020年1月以降の国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理のための対策とそれ以外の廃棄物も含めた処理体制の維持に係る対策を講じました。具体的には、法令に基づく基準や関係マニュアル等について、地方公共団体、廃棄物処理業界団体、医療関係団体等に改めて周知するとともに、感染防止策や留意事項についてのQ&Aやチラシ、動画の作成・周知や、感染拡大状況下における特例措置の制定、さらにはそれらの内容を取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定・周知を行いました。また、廃棄物処理に必要な防護具が不足しないよう廃棄物処理業者等への防護具の斡旋等の処理体制維持に係る取組も行いました。2021年4月には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理に関する留意事項を取りまとめて通知を発出しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を基に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を2022年6月に改訂し、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い改訂しました。

残留性有機汚染物質（POPs）を含む廃棄物については、国際的動向に対応し、適切な処理方策について検討を進めてきました。2009年8月にPOPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項を改訂、2011年3月にペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂し、2022年9月にPFOS及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定し、その周知を行ってきました。その他のPOPsを含む廃棄物については、POPsを含む製品等の国内での使用状況に関する調査や分解実証試験等を実施し、その適正処理方策を検討するとともに、POPsの物性情報や分析方法開発等に係る研究を推進しています。また、2016年からは、POPsを含む廃棄物の廃棄物処理法への制度的位置付けについて検討を行っています。

廃棄物に含まれる有害物質等の情報の伝達に係る制度化については、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針としました。

さらに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、原子炉等から排出されるもののうち、放射線防護の安全上問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物については、トレーサビリティの確保に努めています。

(9) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要があります。

石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応しました。

高濃度PCB廃棄物については、JESCO全国5か所のPCB処理事業所にて各地元関係者の理解と協力の下、処理が進められています。また、低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、無害化処理認定を受けている事業者及び都道府県知事の許可を受けている事業者により処理が進められています。

埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。

(10) 廃棄物等からの環境再生

海洋ごみについては、第4章第4節1を参照。

生活環境保全上の支障等のある廃棄物の不法投棄等については、第3章第5節3（1）を参照。

東日本大震災からの環境再生については、第3章第7節を参照。

第6節

適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示ルールが導入または提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。環境省は、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、国際機関や民間企業とも連携し、資源循環分野の国際ルール形成を進めています。2024年11月には「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」を実施しました。資源効率性の高い国際社会の実現に向け、ISO/TC323（サーキュラーエコノミーの国際標準）、ISO/TC297（廃棄物の収集及び輸送管理に関する専門委員会）やISO/TC300（廃棄物固形燃料を含む廃棄物固形マテリアルに関する専門委員会）等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組等を、日本発提案等によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国とも協力して進めています。

2 適正な国際資源循環体制の構築

地球規模での循環型社会形成と、我が国の循環産業の海外展開を通じた活性化を図るためには、国、地方公共団体、民間レベル、市民レベル等の多様な主体同士での連携に基づく重層的なネットワークを形成する必要があります。アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3R・循環経済に関するハイレベルの政策対話の促進、3R・循環経済推進に役立つ制度や技術の情報共有等を目的として、2025年3月に「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」第12回会合をインド・ジャイプールにて開催し、2025-2035年の3R・循環経済の共通ビジョンと13のゴールを定めたジャイプール宣言の採択が行われました。また、アフリカにおいては、都市廃棄物管理に関するアフリカ各国の知見・経験の共有と、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、アフリカ24か国と環境省、国際協力機構（JICA）等が中心となって、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立しました（2025年2月現在、ACCPメンバーは47か国・196都市に拡大。）。ACCPの枠組みの下、廃棄物に関する知見やデータの収集・整備や、我が国の廃棄物管理制度や技術に関する研修等の活動を実施しており、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指しています。アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、JICAでは、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、スリランカ、カンボジア、タイ、大洋州等について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また、政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。

国際的な活動に積極的に参画し、貢献することも重要です。2024年11月にアゼルバイジャン共和国で開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）では、「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」と「グローバル循環プロトコル（GCP）」を通じたグローバルスタンダード形成をテーマとしたサイドイベントを持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）及び世界経済フォーラム（WEF）と共同で開催し、グローバルなリサイクルシステムや各国の政策調和、循環性を

評価する共通の枠組みの必要性とそのためのGCPへの期待などについて議論を深めました。

外務省及び環境省は、我が国に誘致したUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）の運営経費を拠出しています。UNEP/IETCは、2016年の国連環境総会決議（UNEA2/7）で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施しています。

バーゼル条約については、2019年のバーゼル条約第14回締約国会議（COP14）にて規制対象物に廃プラスチックを加える附属書改正が決議され、2021年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正について、我が国では2020年10月にプラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となるプラスチックの範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。

2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改正し、非有害な電気及び電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、2025年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正についても、我が国では2024年10月に電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となる電気及び電子機器廃棄物の範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。加えてCOP15では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水銀に関する水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至りました。

2023年5月に開催されたバーゼル条約第16回締約国会議（COP16）においては、我が国が英国、中国と共にリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至りました。

また、バーゼル条約の円滑な運用のための国際的な連携強化を図るため、我が国主催の有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを2024年10月にラオスにおいて開催し、アジア太平洋地域の12の国と地域及び関係国際機関が参加しました。

国、国際機関、NGO、民間企業等が連携して自主的に水銀対策を進める「世界水銀パートナーシップ」において廃棄物管理分野の運営を担当し、技術情報やプロジェクト成果の共有を進めました。また、同分野内のパートナーを集い、水銀廃棄物の処理技術や各国の課題等に関する情報交換等を行い、水銀廃棄物対策技術の普及促進に取り組みました。

我が国は、2019年3月に2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シップ・リサイクル条約」という。）への加入書を国際海事機関に寄託し、締約国となりました。我が国は、このシップ・リサイクル条約の策定をリードしてきた国として、同条約の早期発効に向けて、各国に対する働きかけを行ってきました。2023年4月には、最大解撤国のバングラデシュとの首脳会談において同国の早期条約締結の必要性を確認するとともに、同国に対するシップ・リサイクル分野での支援を検討することを表明しました。これを受けて、国土交通省は、バングラデシュ工業省との間で次官級の協力覚書を締結いたしました。その後、2023年6月にバングラデシュ及びリベリアが条約を締結したことにより、発効要件を充足し、2025年6月にシップ・リサイクル条約が発効することが確定しました。国土交通省は円滑な条約の発効に向けた国際協力を推進するため、JICAを通じてバングラデシュへの技術協力（専門家派遣）等を実施しております。また、日本国内においては、シップ・リサイクル条約を適切に実行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）を円滑に執行します。

そのほか、港湾における循環資源の取扱いにおいては、リサイクルポートが活用されました。

近年、世界各国において自然災害が頻発化・激甚化しています。災害大国である我が国が蓄積してきた災害対応のノウハウや経験の供与は、アジア太平洋地域のような災害が頻発する地域においても有効です。そこで、環境省では、我が国の過去の災害による経験、知見を活かした国際支援の一環として、2018年に策定したアジア太平洋地域向けの災害廃棄物管理ガイドラインの周知活動を実施しています。

また、2018年に大地震が発生したインドネシア共和国に対して、災害廃棄物対策に関する政策立案への支援を実施し、2024年度には同政策に基づき災害廃棄物対策における体制構築等に関するワークショップを実施しました。また、2025年3月に、フィリピンで開催された第6回Symposium of IWWG-ARB (International Waste Working Group- Asia Regional Branch) と連携し、災害廃棄物対策の主流化に向けたワークショップを開催しました。

3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

我が国の廃棄物分野の経験や技術を活かした、廃棄物発電ガイドラインの策定等アジア各国の廃棄物関連制度整備と、我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業等では、海外展開を行う事業者の支援を2024年度に7件実施しました。2011年度から2023年度までの支援の結果、2025年3月時点で、事業化を開始し、既に収入を得ている件数が6件、事業化のめどが立っており、最終的な準備を進めている件数が2件、事業化に向けて、特別目的会社（SPC）・合弁企業設立準備、覚書（MOU）締結準備、入札プロセス開始等をしている件数が9件、事業化に向けて、引き続き調査をしている件数が17件となっています。また、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開支援については、2018年度から継続して実施している国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による技術実証と併せて、相手国政府との政策対話を実施し、我が国企業の海外展開促進と相手国における適切な資源循環システム構築のためのリサイクルシステム・制度構築を支援しています。

各国別でも様々な取組を行っています。インドネシア、ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モザンビーク等に対し、政策対話や合同ワークショップの開催、研修等を通じて、制度設計支援や、人材育成を行いました。

アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、浄化槽等の我が国発の優れた分散型生活排水処理システムの国際展開を実施しています。2024年度は、第12回アジアにおける分散型污水处理に関するワークショップを2024年11月に開催しました。テーマとしてアジア各国で見られる分散型排水処理施設の性能評価試験に関する制度や試験法の知見を共有し、各国に共通する課題や固有の課題を整理し、その解決に向けた方策を議論することで、今後のアジアにおける高性能な分散型排水処理施設の協力かつ健全な普及を促進しました。

また、2024年8月にはスリランカ政府とスリランカにおける分散型生活排水管理の推進に向けたセミナーを開催し、我が国における浄化槽の法体制等について知見を提供し、スリランカでの分散型污水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねることで、我が国の浄化槽の海外展開の促進を図りました。

1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、除染の対象として、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として指定された除染特別地域と、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に関係市町村等の意見も踏まえて指定された汚染状況重点調査地域を定めています。

(1) 除染特別地域と汚染状況重点調査地域

国が除染を実施する除染特別地域では、2012年4月までに環境省が福島県田村市、楡葉町、川内村、南相馬市において除染実施計画を策定し、同年7月から田村市、楡葉町、川内村で本格的な除染（以下「面的除染」という。）を開始しました。他の除染特別地域の市町村においても除染実施計画策定後、順次、面的除染を開始し、2017年3月末までに11市町村で避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的除染が完了しました。また、2022年3月31日には田村市において除染特別地域の指定を解除しました。

市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域では、2018年3月末までに8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

また、汚染状況重点調査地域では、2025年3月末までに、地域の放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された39市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除されました（図3-7-1）。

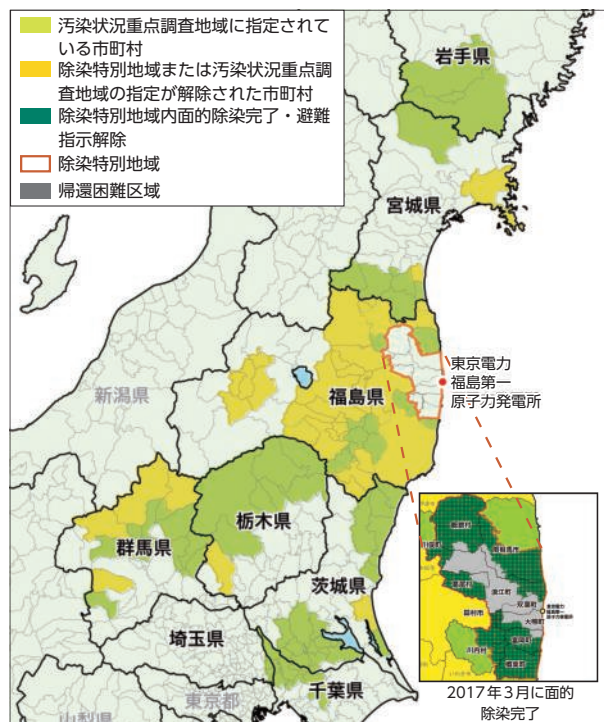
面的除染完了後には、除染の効果が維持されているかを確認するため、詳細な事後モニタリングを実施し、除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施しています。

(2) 森林の放射性物質対策

森林については、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染等の取組と共に、林業再生に向けた取組や住民の方々の安全・安心の確保のための取組等を関係省庁が連携して進めてきました。

具体的には、里山再生のための取組を総合的に推進するため、除染等を含めた里山再生モデル事業を

図3-7-1 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況（2025年3月末時点）



		面的除染完了市町村	
		除染特別地域（11）	汚染状況重点調査地域（93）
福島県内	43*	11	36
福島県外（7県）	57	—	57
合計	100	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

資料：環境省

14地区で実施し、その結果を踏まえて2020年度以降は「里山再生事業」として、2025年3月までに13地区を選定し、事業を実施しています。

(3) 仮置場等における除去土壌等の管理・原状回復

除染で取り除いた福島県内の土壌（除去土壌）等は、一時的な保管場所（仮置場等）で管理し、順次、中間貯蔵施設及び仮設焼却施設等への搬出を行っており、2025年2月時点で、総数1,372か所に対し、約99%に当たる1,363か所で搬出が完了しています。除去土壌等の搬出が完了した仮置場等については原状回復を進めており、2025年2月時点で、総数の約92%に当たる1,263か所で完了しています（表3-7-1）。

福島県外の除去土壌については、その処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、2024年度も茨城県東海村で実施しました。周辺環境の安全を確認するため敷地境界の空間線量率等を測定したところ、除去土壌の埋立前後で大きな変化がないことを確認しました。また、地下水を経由した被ばくが懸念されることから浸透水中の放射能濃度を測定したところ、全ての検体で検出下限値未満でした。こうした実証事業の結果や有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

表 3-7-1 福島県内の除去土壌等の仮置場等の箇所数

	仮置場等の総数 (箇所)	うち保管中の仮置場等の数 (箇所)	うち搬出が完了した仮置場等の数 (箇所)	うち原状回復が完了した仮置場等の数 (箇所)
除染特別地域	331	9	322 (97.3%)	244 (73.7%)
汚染状況重点調査地域	1,041	0	1,041 (100.0%)	1,019 (97.9%)
合計	1,372	9	1,363 (99.3%)	1,263 (92.1%)

注1：数値は2025年2月末時点。
2：仮置場等は、仮置場のほか、一時保管所、仮仮置場等を含む。
3：搬出完了及び原状回復完了の欄に記載の（％）は、仮置場等の総数に対する割合を示す。
資料：環境省

(4) 中間貯蔵施設の整備等

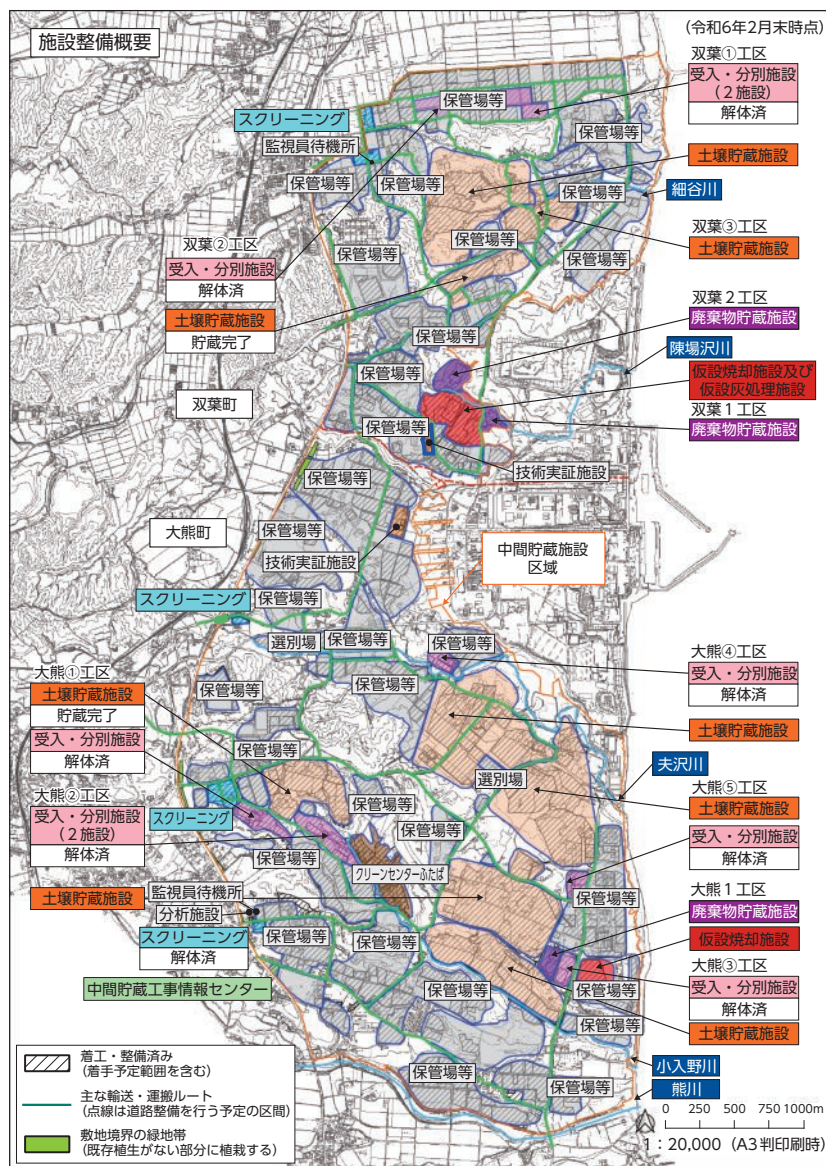
ア 中間貯蔵施設の概要

放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしています。

中間貯蔵施設事業は、「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2024年3月公表）に基づき、取組を実施してきました。本方針は、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、

- [1] 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める
- [2] 中間貯蔵施設内の各施設について安全に稼働させるとともに、土壌貯蔵が終了した土壌貯蔵施設の維持管理を着実にを行う
- [3] 再生利用・最終処分について、実証事業の成果や減容技術等の評価を踏まえ、基準の策定等を行い、県外最終処分及び減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進し、また、再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進めるなどを定めており、あわせて、当面の施設整備イメージ図（図3-7-2）を公表しています。

図3-7-2 当面の施設整備イメージ



注1：現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしている。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がある。

2：土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済の双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ペースで1,300万～1,450万m³程度が可能と見込んでいる。

3：保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物等の置場、受入分別施設等跡地、輸送車両の待機場等に加え、現段階では整備する施設の種類の検討中の用地を含む。

資料：環境省

イ 中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2025年3月末までの契約済み面積は約1,303ha（全体の約81.5%）。民有地については、全体約1,270haに対し、約95.1%に当たる約1,208ha、1,910人（全体2,360人に対し約80.9%）の方と契約に至っています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいます。

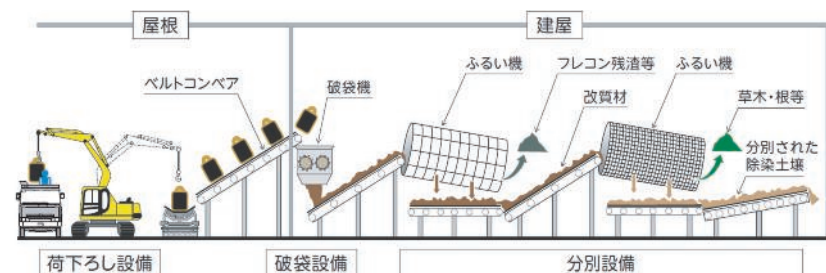
2016年11月から受入・分別施設（図3-7-3、写真3-7-1）や土壌貯蔵施設（図3-7-4、写真3-7-2）等の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設で

は、受入・分別施設で分別された土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、各地元関係者の理解と協力のもと、2022年3月末をもって福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、引き続き、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めています。

2025年3月末までの累計搬入量は約1,409万 m^3 であり、より安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等に加えて、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しました。

図3-7-3 受入・分別施設イメージ



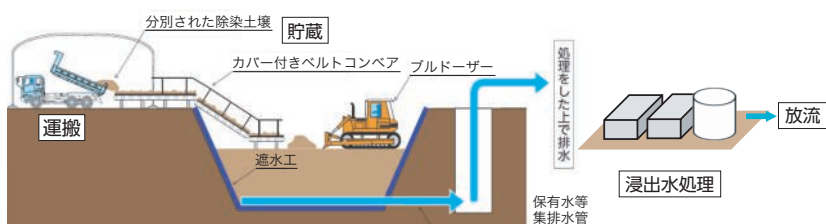
資料：環境省

写真3-7-1 受入・分別施設



資料：環境省

図3-7-4 土壌貯蔵施設イメージ



資料：環境省

写真3-7-2 土壌貯蔵施設



資料：環境省

2 福島県外最終処分に向けた取組

(1) 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略

除去土壌等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが規定されています。県外最終処分の実現に向けては、2016年4月に取りまとめた「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って取組を進めています。2025年3月に、技術開発戦略の戦略目標の達成状況を取りまとめ、2025年度以降の取組の進め方を示しました。

除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が設置され、第1回が2024年12月に開催されました。

(2) 除去土壌等の減容に向けた取組

減容等技術の開発に関しては、福島県双葉町の中間貯蔵施設内において、2023年度に引き続き、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄技術・安定化技術に係る基盤技術の実証試験を実施しました。また、これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の

構造、必要面積等に係る複数選択肢を提示しました。また、最終処分に関する基準の検討については、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

(3) 除去土壌の再生利用に向けた取組

除去土壌の再生利用については、福島県飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）として、水田試験等を実施し、栽培した作物の放射能濃度は一般食品の基準値を大きく下回ることを確認するとともに、水田等に求められる機能をおおむね満たすことなどを確認しました。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウム濃度はおおむね検出下限値（1ベクレル/ℓ）未満であることなどの知見が得られています。また、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業については、2023年10月に工事を完了し、2024年度も道路盛土の放射線等の安全性に関するモニタリング等を継続して行いました。モニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、作業者の追加被ばく線量が1ミリシーベルト/年以下であることなどの知見が得られています。こうした知見から、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、国際原子力機関（IAEA）に要請を行い、2023年度に計3回、除去土壌の再生利用に関するIAEA専門家会合が開催され、2024年9月に本会合の成果を取りまとめた最終報告書がIAEAから公表されました。こうした再生利用の実証事業等の取組の成果、IAEAからの助言や国内の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正し、除去土壌の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表しました。

(4) 全国的な理解醸成活動

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント等、一般の方向けのイベント会場へのパネル出展や、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行いました。また、飯館村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施しました。

加えて、中間貯蔵施設に搬入して分別した除去土壌の表面を土で覆い、観葉植物を植えた鉢植えを、2020年3月以降、環境大臣室、新宿御苑、地方環境事務所等の環境省関連施設や首相官邸、関係省庁等に設置しています。鉢植え設置以降定期的に実施している放射線のモニタリングでは、空間線量率に変化は見られませんでした。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

(1) 対策地域内廃棄物と指定廃棄物の概要

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物として国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

対策地域内廃棄物は、汚染廃棄物対策地域（国が廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域）内で発生した廃棄物を指します（避難指示解除後の事業活動等に伴う廃棄物を除く）。現在、福島県の10市町村にまたがる地域（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当時警戒区域及び計画的避難区域であった区域。除染特別地域と同じ。）が汚染廃棄物対策地域として指定されています（田村市については、2022年3月31日に地域指定を解除）。

指定廃棄物は、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物です。2024年12月末時点で、9都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系廃棄物（稲わら、堆肥等）等の廃棄物

計約48万トンが環境大臣による指定を受けています（表3-7-2）。指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（2011年11月閣議決定）において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされています。

なお、8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該廃棄物の指定の取消しが可能です。指定取消後の廃棄物の処理については、国は技術的支援のほか、指定取消後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしています。

（2）対策地域内廃棄物や福島県内の指定廃棄物の処理

対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、可能な限り減容化し、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下のものについては、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたば（写真3-7-3））において埋立処分し、10万ベクレル/kgを超えるものは中間貯蔵施設において中間貯蔵する計画です。このうち、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用については、2023年10月末で特定廃棄物の埋立処分を完了しました。なお、双葉郡8町村の生活ごみの埋立処分は継続して実施しています。クリーンセンターふたばの活用については、2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始し、2025年3月末時点で2万1,701袋を埋立処分済みです。

対策地域内廃棄物として、主に津波がれき、家屋等の解体によるもの、片付けごみがあります。2023年2月末時点で、帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、中間処理、最終処分はおおむね完了しています。

仮置場への搬入については、2025年2月末時点で帰還困難区域を含め約350万トンの対策地域内廃棄物等の搬入を完了しています（うち、約60万トンが焼却処理済み、約248万トンが再生利用済み）（図3-7-5）。

仮置場に搬入した帰還困難区域を含む対策地域内廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で減容化を行っており、2025年3月末時点で12施設のうち9施設で運営を終了し、3施設で減容化処理を実施しています（表3-7-3）。事業を実施している仮設焼却施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行って安全に減容化できていることを確認し、その結果を公表しています。

また、可燃性の指定廃棄物のうち、2021年12月末時点で指定廃棄物として指定されている農林業系廃棄物や下水汚泥については、広域処理により2021年2月に減容化処理を完了しました。

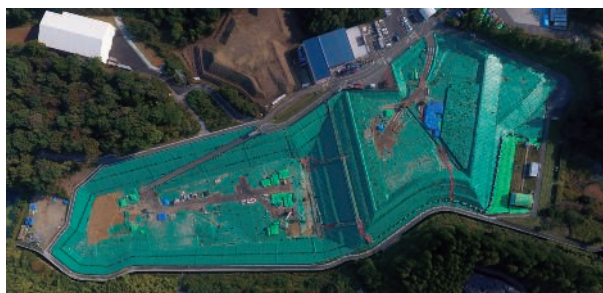
2018年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」では、2025年2月末日までに約9万人の来館者を迎えました。同情報館を拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていきます。

表3-7-2 指定廃棄物の数量
（2024年12月末時点）

都道府県	件	数量（トン）
宮城県	13	2,827.9
福島県	2,025	45万5,999.6
茨城県	25	3,309.0
栃木県	50	10,075.5
群馬県	12	885.0
千葉県	64	3,716.6
東京都	2	981.7
神奈川県	3	2.9
新潟県	2	420.0
合計	2,196	47万8,218.2

資料：環境省

写真3-7-3 既存の管理型処分場（クリーンセンターふたば）の様子



資料：環境省

図 3-7-5 対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

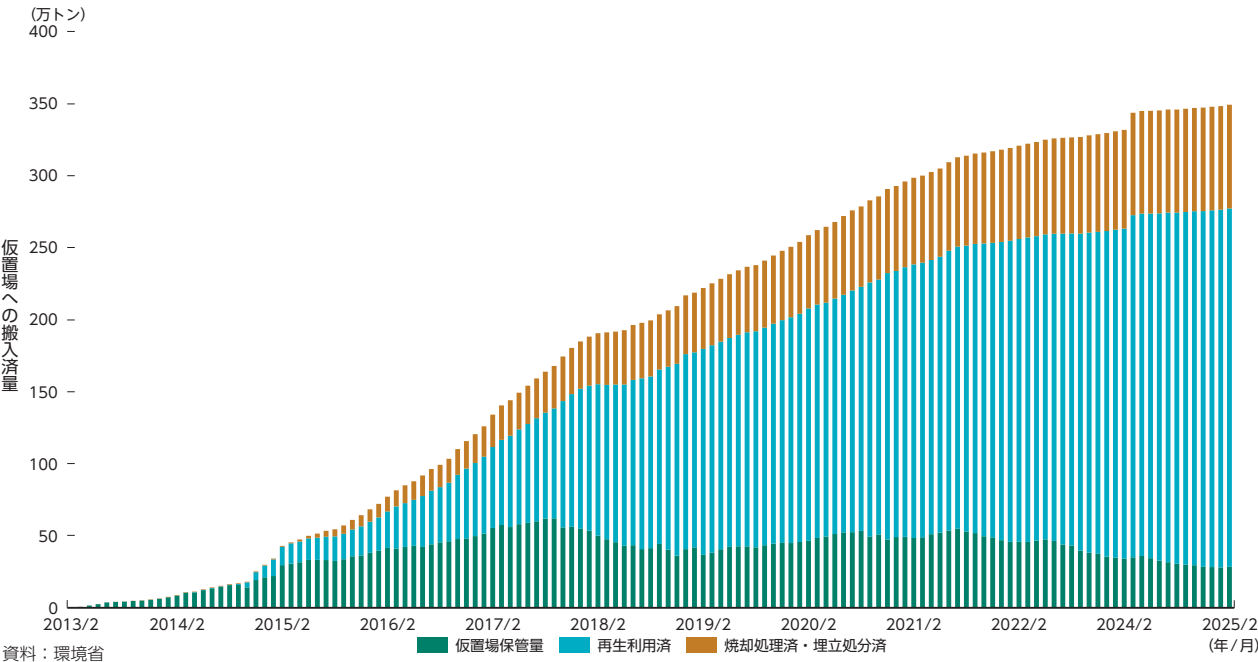


表 3-7-3 対策地域内で稼働中の仮設焼却施設

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2025年1月末時点)
大熊町	稼働中 (2017年12月より)	200トン/日	約11万4,000トン (約5万9,000トン)
双葉町 その1	稼働中 (2020年3月より)	150トン/日	約12万8,000トン (約1万9,000トン)
双葉町 その2	稼働中 (2020年4月より)	200トン/日	約7万5,000トン (約8,300トン)
浪江町	運営終了	300トン/日	約34万9,000トン (約21万9,000トン)
葛尾村		200トン/日	約13万1,000トン (約3万7,000トン)
飯館村 (蕨平地区)		240トン/日	約25万7,000トン (約5万4,000トン)
南相馬市2		200トン/日	約6万5,000トン (約1,000トン)
南相馬市1		200トン/日	約14万9,000トン (約9万0,000トン)
楢葉町		200トン/日	約7万7,000トン (約3万2,000トン)
富岡町		500トン/日	約15万5,000トン (約5万5,000トン)
飯館村 (小宮地区)		5トン/日	約2,900トン (約2,900トン)
川内村		7トン/日	約2,000トン (約2,000トン)
川俣町	既存の処理施設で 処理(処理完了)	—	—
田村市	既存の処理施設で 処理(処理完了)	—	—

注1：処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

2：進捗状況は2023年3月末、処理済量は2025年1月末時点のデータを記載。

資料：環境省

(3) 福島県外の指定廃棄物等の処理

環境省では、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県において、指定廃棄物の長期管理施設を設

置ることとし、有識者会議において、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討の上、2013年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめました。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定しました。

これらの選定手法に基づき、環境省は、宮城県においては2014年1月に3か所、栃木県においては同年7月に1か所、千葉県においては2015年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表しました。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう取り組んでいるところですが、いずれの県においても詳細調査の実施には至っておりません。

その一方で、各県ごとの課題に応じた段階的な対応も進めています。

宮城県においては、県の主導の下、各市町村が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。2025年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において本焼却を実施中です。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、指定廃棄物を一時保管している農家が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し合意が得られました。2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認しました。また、2021年6月には環境省から那須塩原市に対して、農業系指定廃棄物の暫定集約に加え、8,000ベクレル/kg以下となったものについて指定解除を経て処分することなどの協力を要請しました。この方針等に沿って、那須塩原市において2021年10月から2023年3月にかけて、環境省では市内53の保管農家の敷地から暫定集約場所へ指定廃棄物を搬出し、那須塩原市では8,000ベクレル/kg以下となったものについては指定解除を経て、他の一般廃棄物と混焼し処分するなどの取組が行われました。また、日光市及び大田原市では方針に基づき農業系指定廃棄物を暫定保管場所へ集約する作業が完了し、那須町においても暫定集約に向けた作業が進められるなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においては、2016年7月に全国で初めて8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物の指定を取り消しました。引き続き、課題解決に向け関係自治体と調整しながら指定廃棄物の処理を進めていきます。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定しました。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000ベクレル/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指しています。

4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、特定復興再生拠点区域における除染や家屋等の解体を進めてきました。

2021年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされました。この方針を実現するため、2023年6月に福島特措法を改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

また、帰還される住民の方々の安心・安全を確保するため、2013年度から帰還困難区域等において、

イノシシ等の生息状況調査及び捕獲を実施しています。2024年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシ（393頭）、アライグマ（132頭）、ハクビシン（44頭）の総数569頭が捕獲されました。

（1）特定復興再生拠点区域での取組

特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており（2024年12月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約89%です（2024年12月末時点）。こうした取組を踏まえ、2023年11月までには、全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

（2）特定帰還居住区域での取組

特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を進めることとしています。

2022年度以降、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村及び南相馬市で帰還意向調査を実施しており、そのうち、大熊町及び双葉町では、2023年度から先行的な除染や家屋等の解体を実施するため、両町の一部区域について、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2023年9月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、同年12月に除染や家屋等の解体が開始されました。

浪江町及び富岡町でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2024年1月と同年2月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、浪江町では2024年6月、富岡町では同年9月に除染や家屋等の解体が開始されました。

さらに、南相馬市でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2025年3月に内閣総理大臣が認定を行いました。また、大熊町、双葉町、浪江町で計画を変更し、区域が広がりました。

その他の自治体においても計画の作成を進め、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。